

青森市子ども総合プラン

～子どもの権利が保障され、子どもが健やかに育つまち～



青森市

平成 28 年 3 月 策定
令和 3 年 2 月 一部改定

目次

第1部 総論

第1章 プランの基本的事項

1 プラン策定の趣旨	3
2 プランの位置付け	4
3 プランの期間	5
4 プランの対象	5
5 プランの推進	5
6 青森市総合計画前期基本計画との相関図	6

第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

1 人口の変化と少子化の状況	7
2 子どもと子育て環境の状況	12

第3章 プランの基本方向

1 基本理念	24
2 基本方向（施策の方向）	25
3 施策体系	26

第2部 各論

第1章 子どもの権利が保障される環境づくり

1 子どもの権利を大切にしている意識の向上	29
2 子どもの意見表明・参加の促進	31
3 権利侵害からの救済	33
目標とする指標	35

第2章 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

1 母子保健・医療体制の充実	36
2 乳幼児期の教育・保育の充実	42
3 地域全体で子育てを支える環境づくり	45
4 ワーク・ライフ・バランスの推進	49
目標とする指標	52

第3章 健やかで心豊かな育ちへの支援

1 乳幼児期の教育・保育と小学校教育の連携	53
2 学校教育の充実	55
3 次代を担う大人になるための教育	64
4 学校・家庭・地域の連携による地域の教育力の向上	69
5 子どもの活動機会の充実	72
目標とする指標	79

第4章 特に支援が必要な子どもや家庭への支援

1 障がいのある子どもなどへの支援の充実	80
2 ひとり親家庭などへの支援の充実	84
3 児童虐待防止に向けた支援の充実	87
4 子どもの貧困対策の推進	90
5 様々な環境にある子どもや家庭への支援	95
目標とする指標	96

第5章 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

1 子どもの安全安心の確保	97
2 子育てを支援する生活環境の充実	103
目標とする指標	107

資料編

1 青森市子どもの権利条例	111
2 青森市子ども総合プラン策定に当たってのアンケート 調査結果（抜粋）	117
3 策定経過	121
4 青森市健康福祉審議会 児童福祉専門分科会 委員名簿	122
5 青森市健康福祉審議会条例	124
6 青森市健康福祉審議会規則	127
7 青森市民憲章	129

第 1 部 総論

1 プラン策定の趣旨

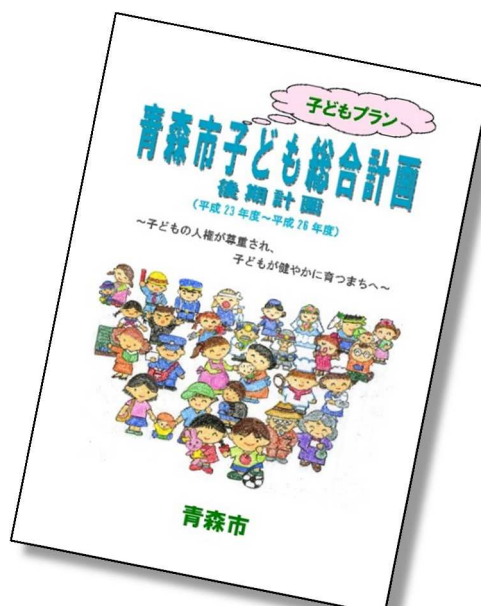
近年の少子高齢化の進展や核家族化、地域における連帯感の希薄化、女性の社会進出の増加など、子どもを取り巻く社会情勢が変化する中で、子どもを安心して生み育て、そして子どもたちが心豊かに育まれるための環境づくりがますます必要となっています。

このことから、本市では、社会全体で子どもが健やかに心豊かに育まれる環境づくりを推進することを目的に、平成19年6月策定の「青森市子ども総合計画—子どもプラン—（平成19年度～22年度）」及び平成23年10月策定の「青森市子ども総合計画—子どもプラン—後期計画（平成23年度～27年度）」に基づき、子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくりを目指す「子ども支援」や大人が安心して子育てできる環境づくりを目指す「子育て支援」について、各種事業を展開してきました。

このような中、本市では、「青森市子ども総合計画—子どもプラン—後期計画」の計画期間終了に加え、急速に進行する少子化をはじめ、家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応した次世代育成支援対策を総合的かつ継続的に推進するため、「青森市子ども総合プラン」（以下「本プラン」という。）を平成28年3月に策定しました。



「青森市子ども総合計画—子どもプラン—」



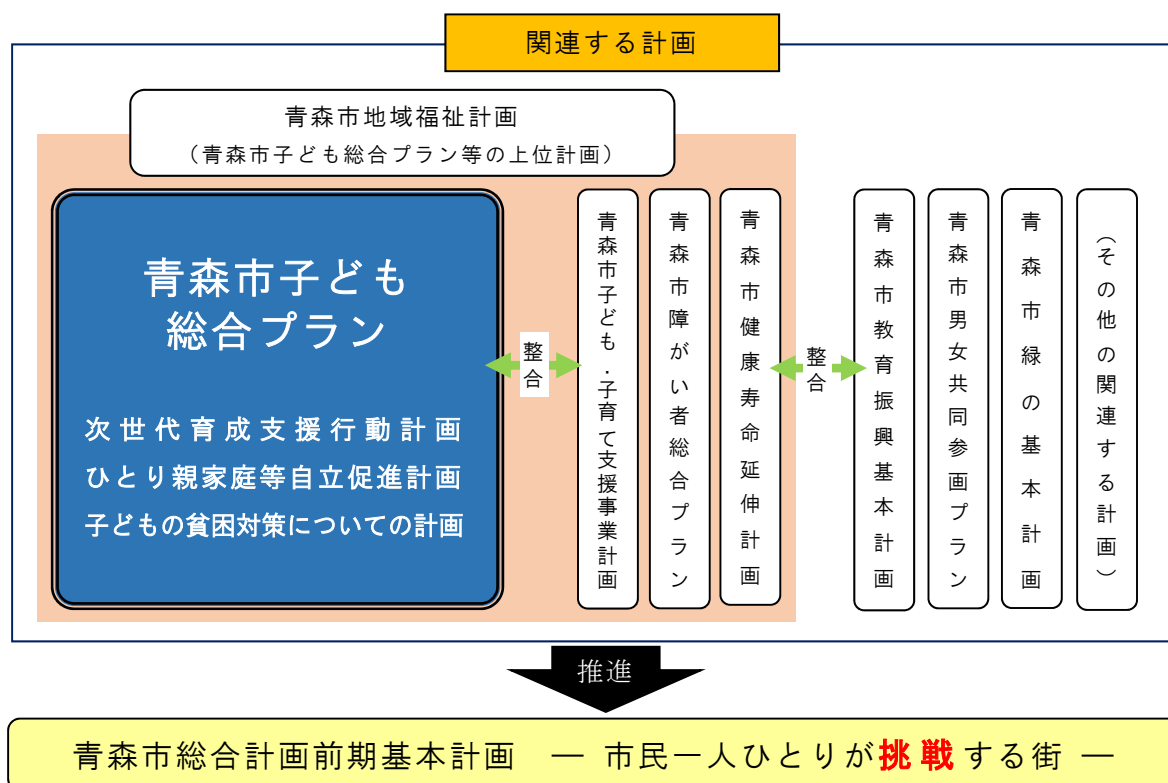
「青森市子ども総合計画—子どもプラン—後期計画」

2 プランの位置付け

本プランは、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画であり、「青森市総合計画前期基本計画」の個別計画として策定します。

また、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「自立促進計画」、及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 2 項に基づく「市町村における子どもの貧困対策についての計画」とします。

加えて、「青森市地域福祉計画」や「青森市障がい者総合プラン」など関連する他の計画と整合性を図り、子ども・子育て支援施策を総合的に推進するための計画とします。



3 プランの期間

本プランの計画期間は、平成 28 年度から令和 5 年度までの 8 年間とします。

本プランは、旧総合計画後期基本計画の分野別計画として策定したものでありますが、平成 31 年 2 月に策定した青森市総合計画前期基本計画（計画期間は令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間）に掲げた「基本方向」及び「主な取組」と整合性が図られていることから、本プランと青森市総合計画前期基本計画の計画期間の終期を合わせるとともに、統計数値等の時点修正（人口、人口構成、出生数など）、青森市総合計画体系図に合わせた相関図の修正、目標とする指標及び目標値の修正、本プランに関連する法改正に伴う記載内容を追記します。

4 プランの対象

本プランでは、児童福祉や保健などの福祉分野だけでなく、教育や青少年の健全育成、生涯学習、労働環境、まちづくりなど広い分野を包括した総合計画として位置付けていることから、青森市内に居住する子ども（概ね 18 歳未満）とその子育て家庭はもちろん、市民、地域で活動する事業者など、すべての個人、団体を対象とします。

5 プランの推進

本プランは、施策の進捗度を測定するための指標を設定し、計画最終年度の令和 5 年度における目標値を定めています。

本プランの推進に当たっては、指標の達成度などを通じ、「青森市健康福祉審議会 児童福祉専門分科会」において評価・検証を行うとともに、「青森市子どもの権利条例」に基づき、「青森市子ども会議」の意見を尊重しながら各施策を展開していきます。

また、社会・経済情勢などの青森市を取り巻く環境の変化や市民意識調査などの市民ニーズを踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うなど、柔軟かつ的確に対応していきます。

6 青森市総合計画前期基本計画との相関図



総合計画に掲げた子ども関連の基本政策、基本視点、政策及び施策（下線の施策）を推進

青森市子ども総合プラン

1 人口の変化と少子化の状況

(1) 人口の推移

本市の総人口は、平成 12 年の 318,732 人をピークに減少傾向にあり、平成 22 年には 299,520 人と 30 万人を割り込みました。

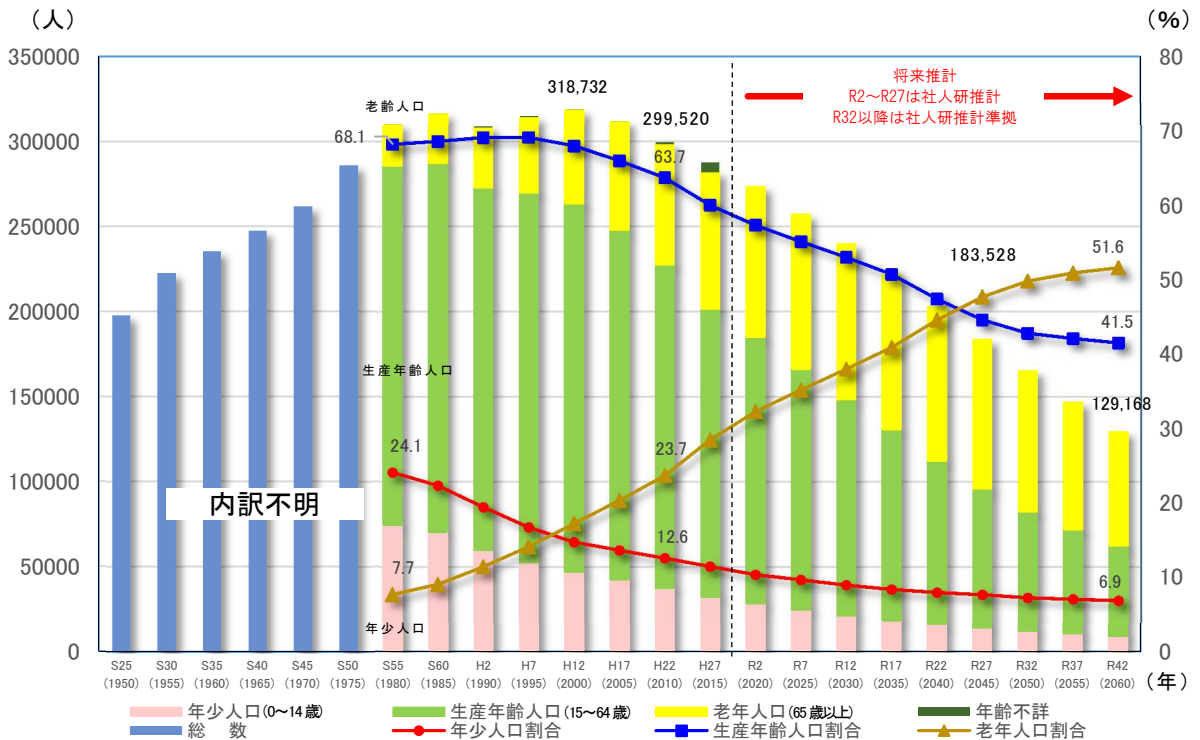
国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成 30 年 3 月）によると、今後も減少傾向で推移し、令和 27 年には、約 18 万 4 千人にまで減少すると見込まれています。

また、令和 32 年以降も、同研究所の推計方法に準拠し推計すると、本市の総人口は、令和 42 年には約 12 万 9 千人になるものと見込まれています。

年齢 3 区分別の人口割合について、生産年齢人口（15～64 歳）割合は平成 7 年をピークに減少に転じており、平成 12 年には、年少人口（0～14 歳）割合と老年人口（65 歳以上）割合が逆転しています。

同研究所の推計方法に準拠し推計すると、年少人口（0～14 歳）割合は、平成 22 年の 12.6%から令和 42 年には、6.9%まで低下するものと見込まれています。（図 1）

【図 1 人口の推移】



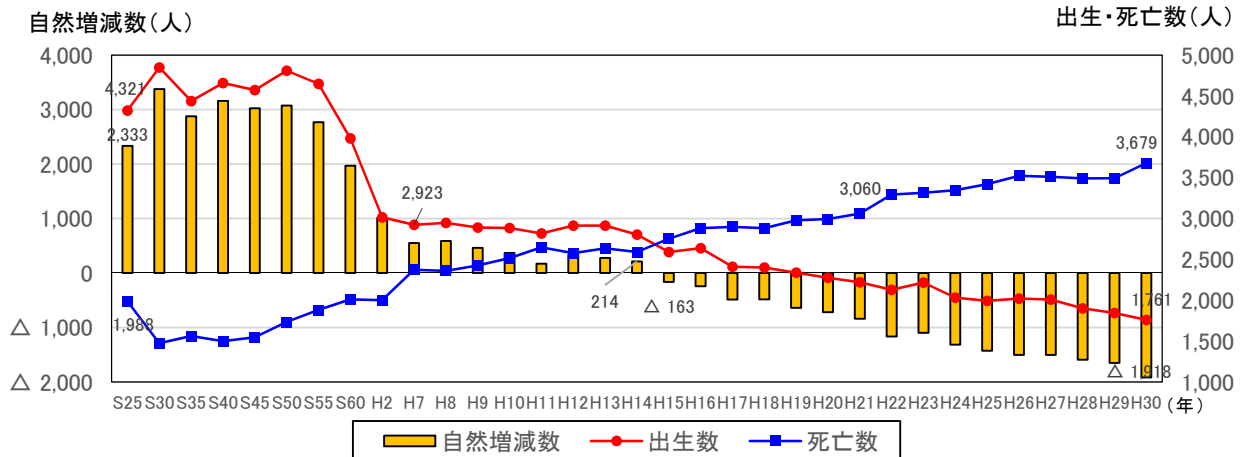
出典：平成 27 年以前は総務省「国勢調査」、
令和 2 年以降は国立社会保障・人口問題研究所（平成 30 年 3 月推計）
令和 32 年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計方法に準拠し推計

(2) 出生数などの推移

本市の出生数は、第2次ベビーブーム期（昭和46年～49年）の後、減少傾向で推移しており、平成7年には3,000人を下回り、平成30年には1,761人となっています。

一方、死亡数は、昭和30年以降、一貫して増加傾向で推移し、平成21年に3,000人を上回り、平成30年には3,679人となっています。（図2）

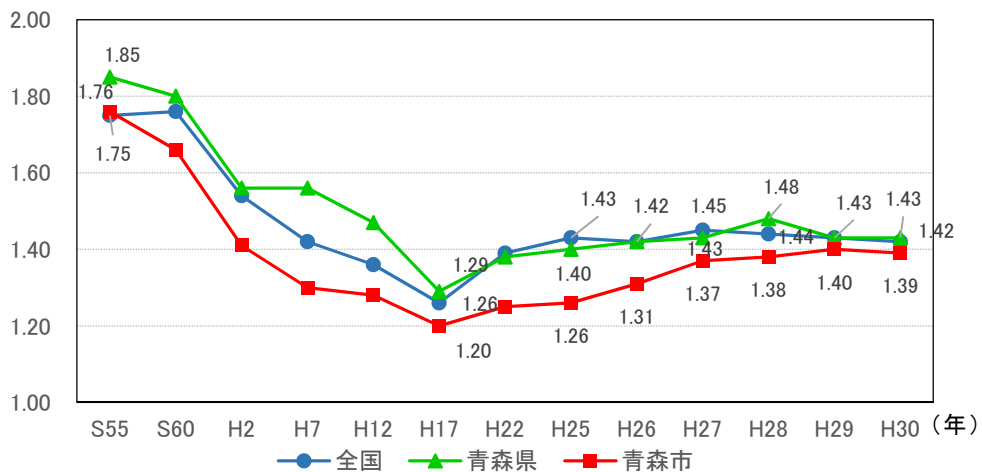
【図2 出生数と死亡数の推移】



出典：青森県「青森県の推計人口年報」

また、本市の合計特殊出生率[※]は、昭和55年以降、減少傾向で推移してきましたが、全国・青森県と同様、平成17年の1.20を底に上昇しており、近年は横ばいで推移しています。（図3）

【図3 合計特殊出生率の推移】



出典：全国、青森県は厚生労働省「人口動態統計」、青森市は青森市調べ

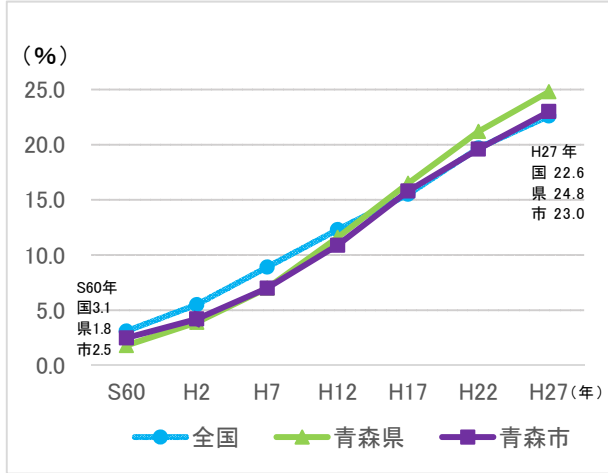
※ 合計特殊出生率：15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

(3) 婚姻・出産の状況

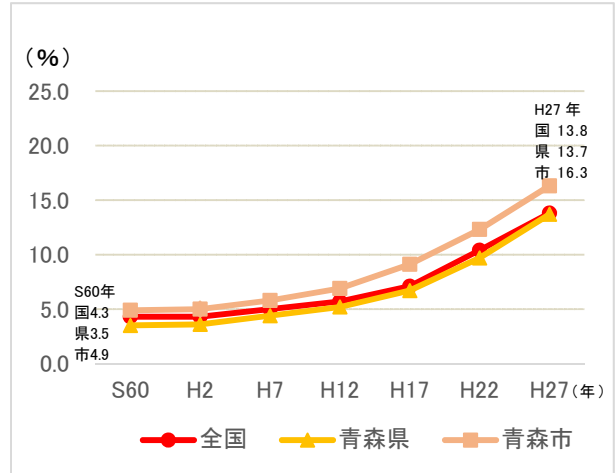
本市の生涯未婚率（40～49歳と50～54歳の未婚率の平均値）は、全国・青森県と同様、男女ともに上昇傾向で推移しており、未婚化が進行しています。

本市の平成27年の生涯未婚率は、男性が23.0%、女性が16.3%となり、女性は全国・青森県よりも高い状況にあります。（図4-1、図4-2）

【図4-1 生涯未婚率の推移(男性)】



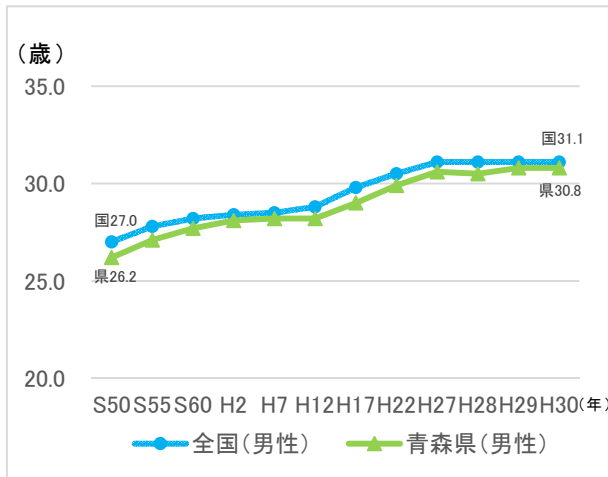
【図4-2 生涯未婚率の推移(女性)】



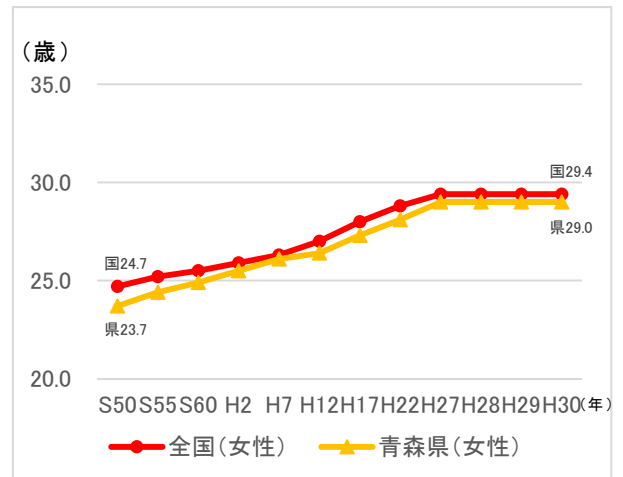
出典：総務省「国勢調査」

また、青森県の平均初婚年齢は、全国と同様、男性、女性ともに上昇傾向で推移しており、晩婚化が進行しています。（図5-1、図5-2）

【図5-1 平均初婚年齢(男性)】



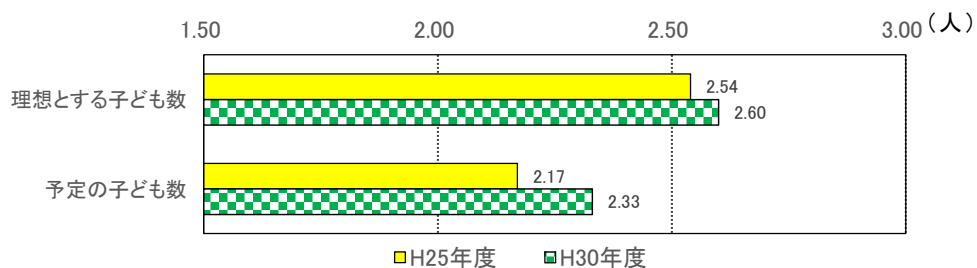
【図5-2 平均初婚年齢(女性)】



出典：厚生労働省「人口動態統計」

青森県が、平成 30 年度に実施した「子どもと子育てに関する調査」では、理想の子ども数は 2.60 人で、前回調査（平成 25 年度 2.54 人）よりやや増加しており、予定の子ども数も 2.33 人で、前回調査（平成 25 年度 2.17 人）よりやや増加しています。（図 6）

【図 6 理想の子ども数・予定の子ども数(単一回答)】

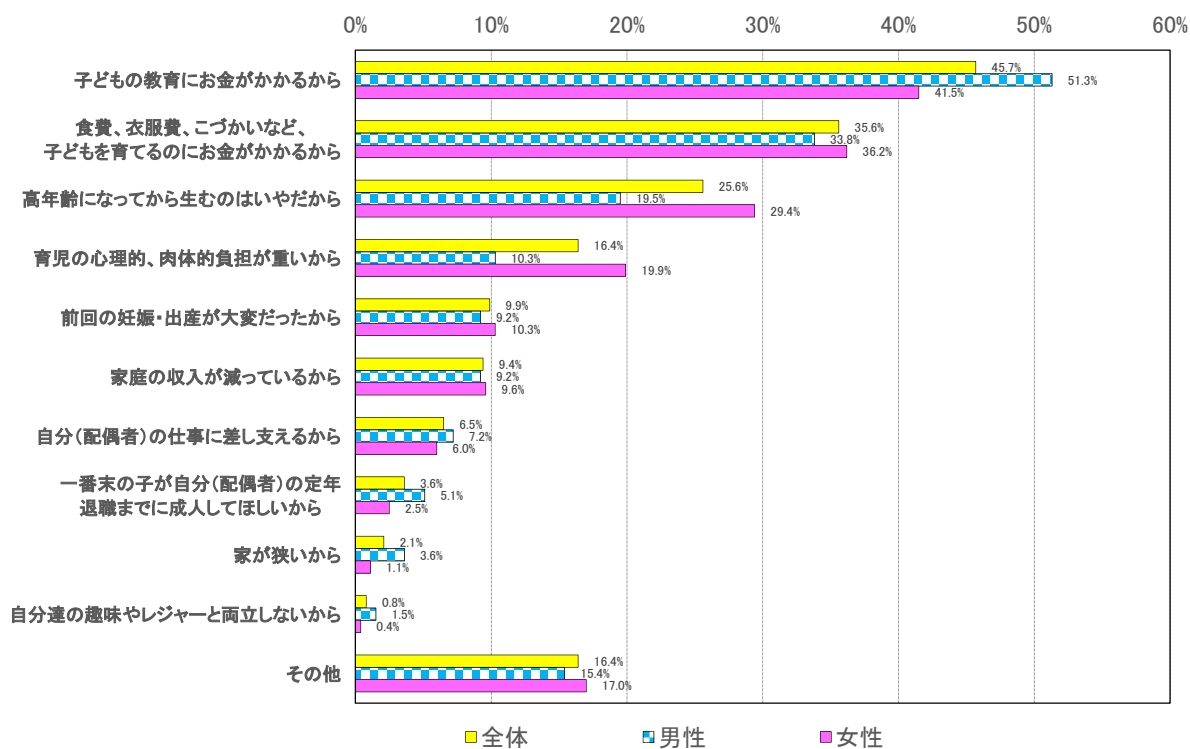


出典：青森県「子どもと子育てに関する調査結果報告書」（平成 31 年 3 月）



理想の子ども数より、予定の子ども数が少ない人にその理由を尋ねたところ、「子どもの教育にお金がかかるから（45.7%）」が最も多く、次いで「食費、衣服費、こづかいなど、子どもを育てるのにお金がかかるから（35.6%）」、「高年齢になってから生むのはいやだから（25.6%）」、「育児の心理的、肉体的負担が重いから（16.4%）」、「前回の妊娠・出産が大変だったから（9.9%）」の順となっています。（図7）

【図7 予定の子ども数が少ない理由について(2つまで回答)】



出典：青森県「子どもと子育てに関する調査結果報告書」（平成31年3月）

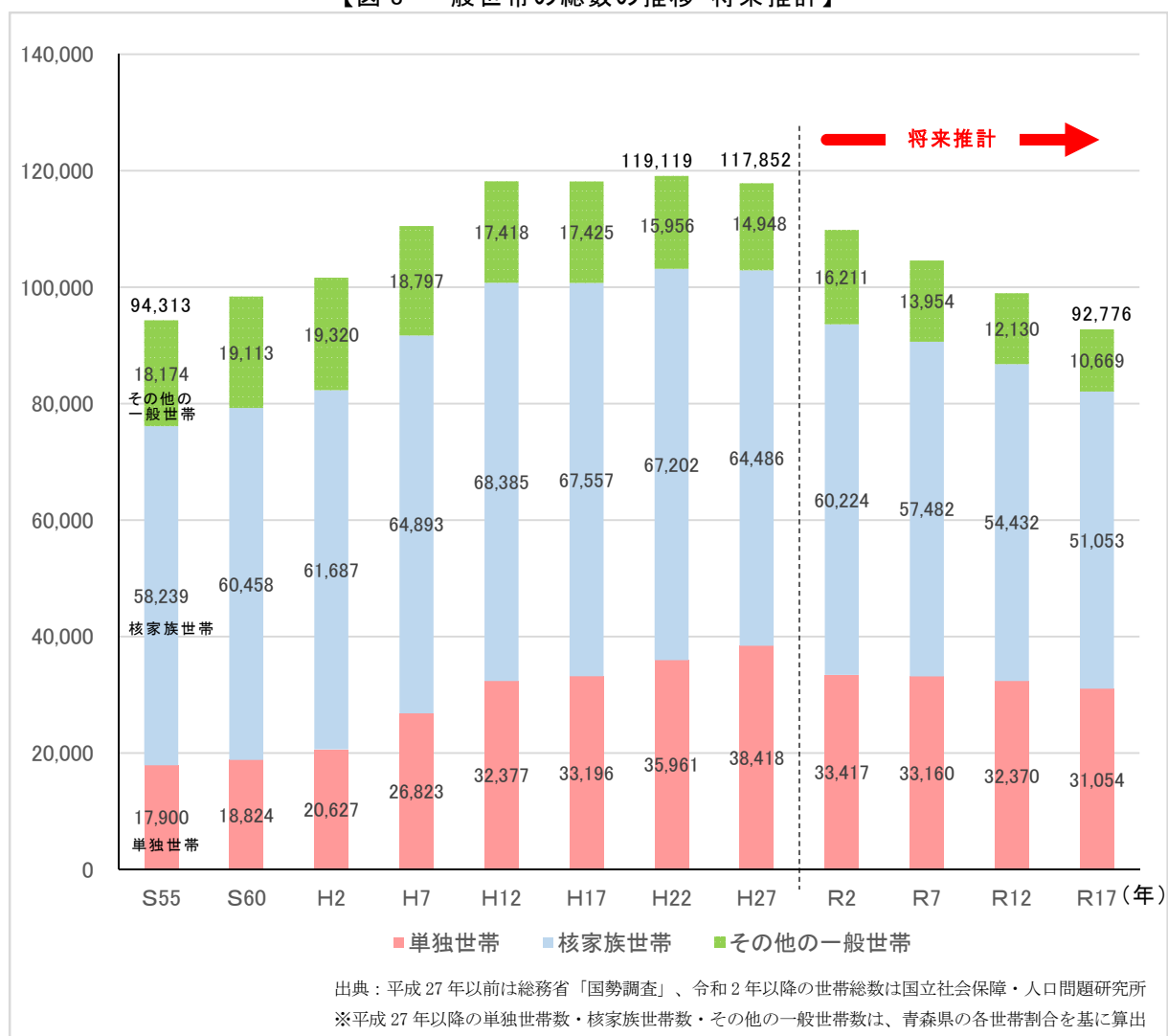
2 子どもと子育て環境の状況

(1) 家族の状況

本市の世帯数は、一貫して増加傾向で推移してきましたが、平成 22 年を境に減少し、今後も減少する見込みです。

核家族[※]世帯数は、平成 12 年を境に減少傾向にあるものの、平成 27 年時点においても、一般世帯の総数の半数以上を占めています。(図 8)

(世帯) 【図 8 一般世帯の総数の推移・将来推計】

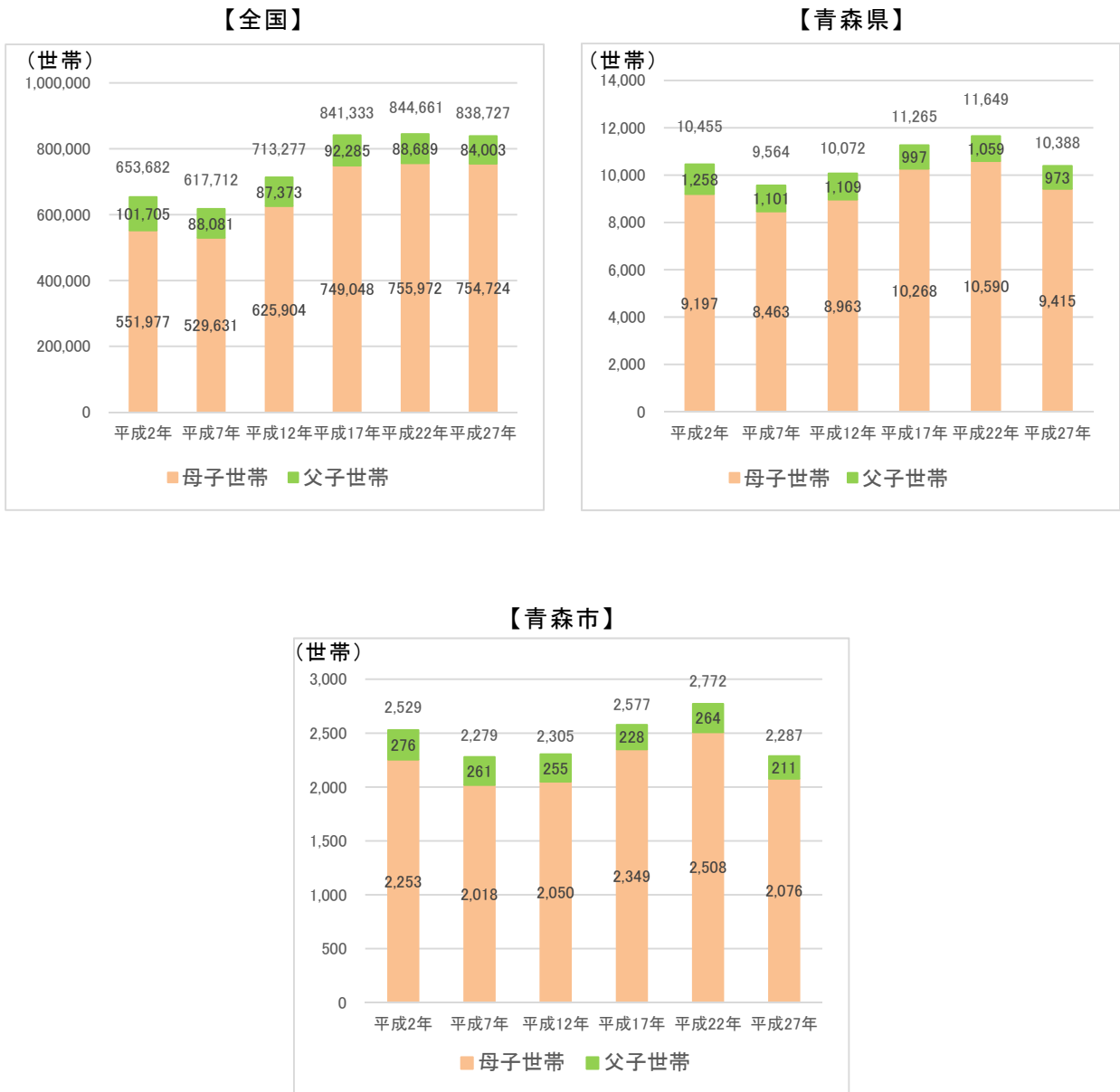


※ 核家族：「夫婦のみの世帯」、「夫婦と未婚の子のみの世帯」、「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

また、ひとり親世帯について、ひとり親世帯の総数は全国・青森県・本市とも平成7年以降は増加傾向にありましたが、平成22年を境に減少に転じました。

本市の母子世帯数は、総数と同様に平成7年以降は増加傾向にありましたが、平成22年を境に減少に転じました。一方で、父子世帯数については、概ね横ばいで推移しています。(図9)

【図9 家族構成の推移】

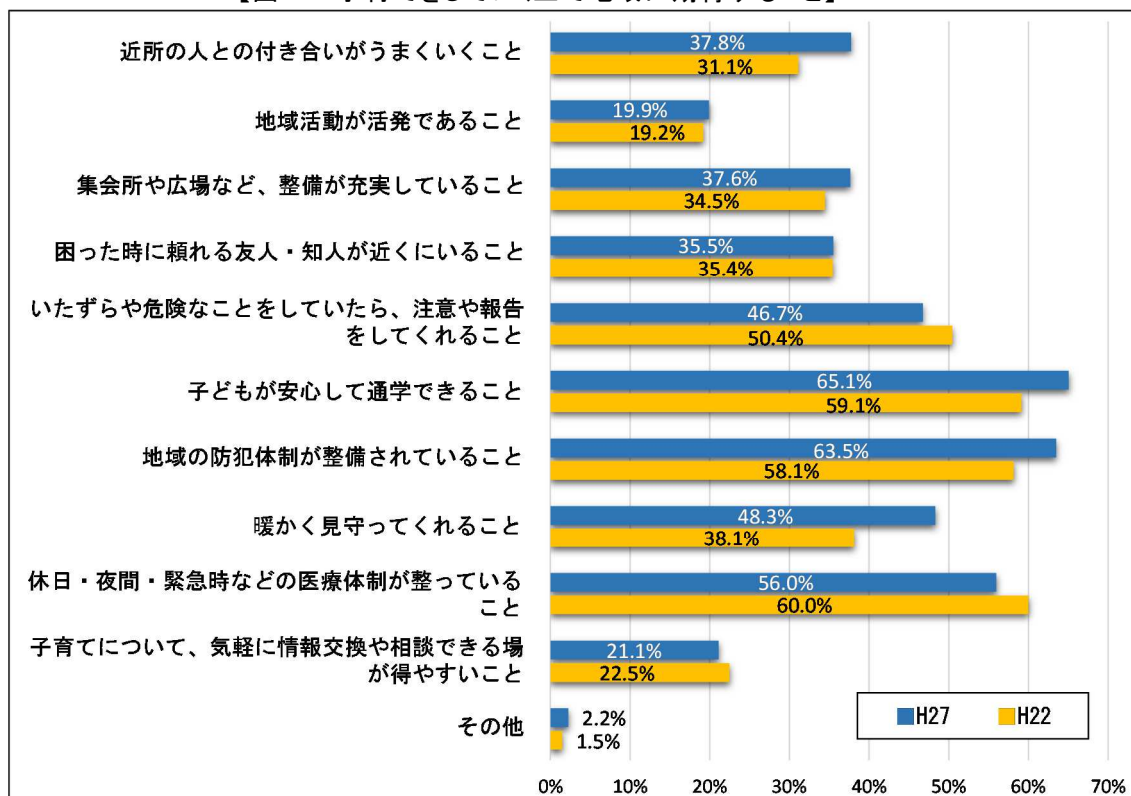


出典：総務省「国勢調査」

(2) 地域の子育て環境

本プラン策定に当たって実施したアンケート調査（平成27年度実施）によると、乳幼児の保護者や小学生の保護者が子育てをしていく上で地域に期待することとして、「子どもが安心して通学できること」が65.1%と最も多く、次いで「地域の防犯体制が整備されていること」63.5%、「休日・夜間・緊急時などの医療体制が整っていること」56.0%など、子どもが安全に安心して生活できる環境づくりが求められています。（図10）

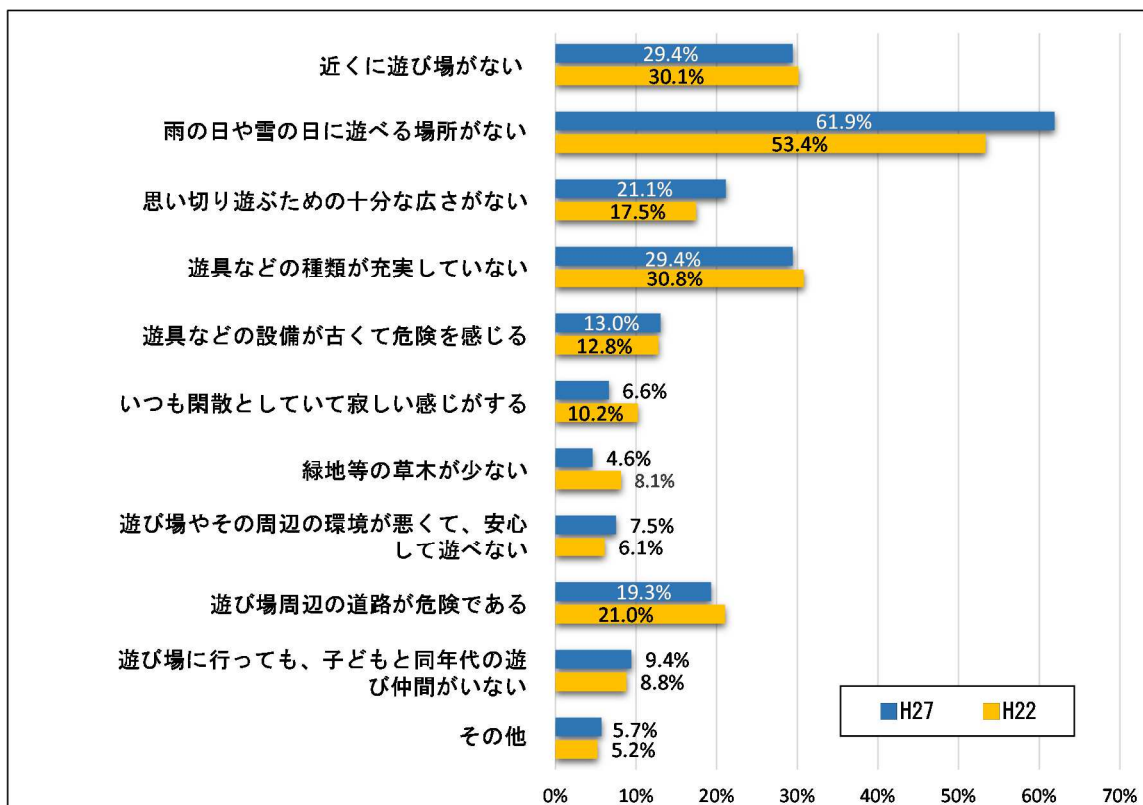
【図10 子育てをしていく上で地域に期待すること】



出典：青森市子ども総合プラン策定に当たってのアンケート調査

また、家の近くの遊び場について感じていることとして、「雨の日や雪の日に遊べる場所がない」が61.9%と最も多く、平成22年度（53.4%）に比べて8.5ポイント増加しています。（図11）

【図11 家の近くの遊び場について感じていること】

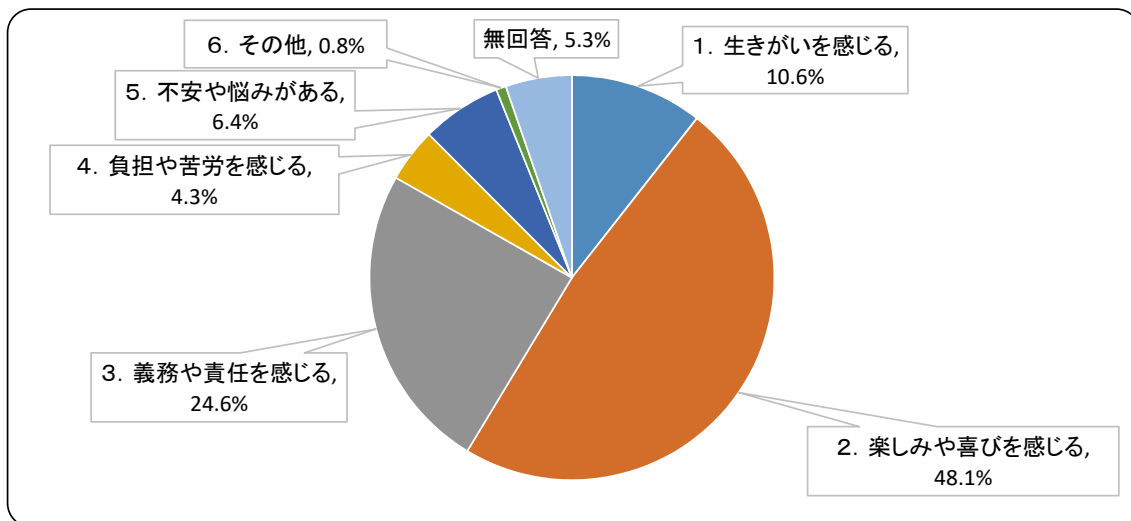


出典：青森市子ども総合プラン策定に当たったアンケート調査

(3) 子育てに関する悩みや不安

乳幼児の保護者や小学生の保護者が子育てについて感じていることとして、「楽しみや喜びを感じる」が48.1%と最も多く、「生きがいを感じる」10.6%と合わせて58.7%の人が生きがいや喜びを感じています。(図12)

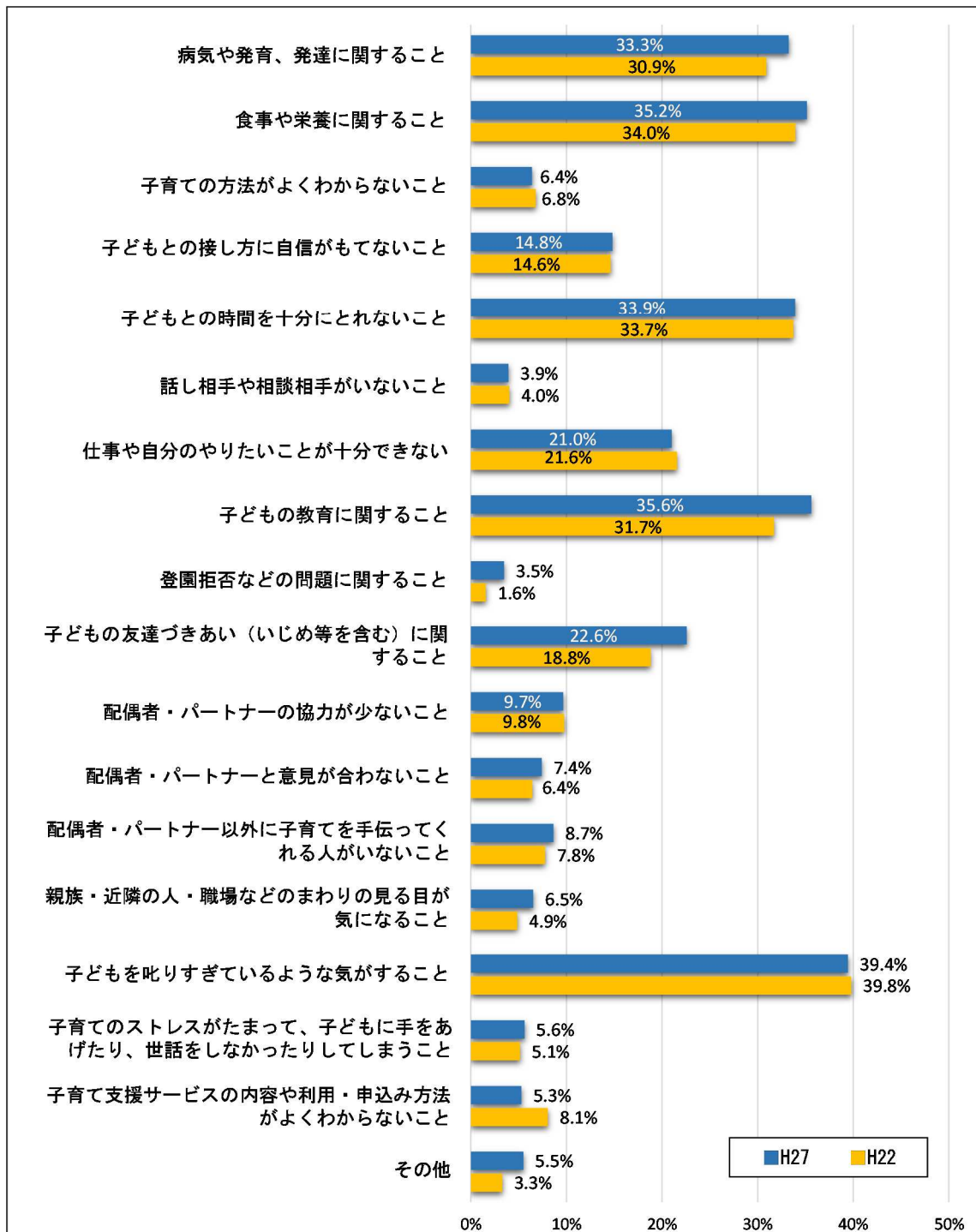
【図12 子育てについて感じていること】



出典：青森市子ども総合プラン策定に当たってのアンケート調査

一方、子育てに関して悩んでいることとして、「子どもを叱りすぎているような気がする」と39.4%、「子どもの教育に関する」と35.6%、「食事や栄養に関する」と35.2%など、様々な悩みや不安を抱えている状況となっています。(図13)

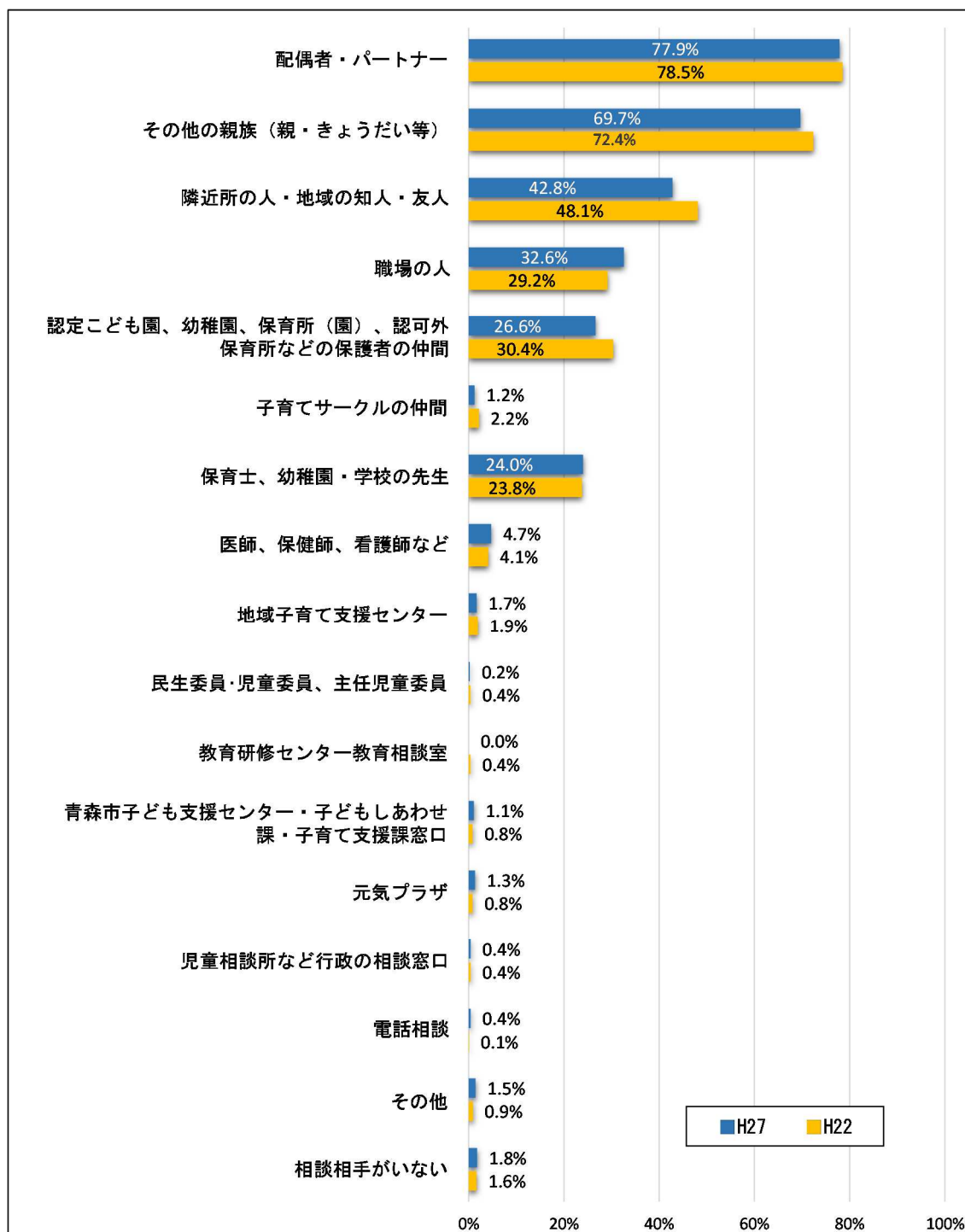
【図13 子育てに関して悩んでいること】



出典：青森市子ども総合プラン策定に当たったアンケート調査

また、悩みや不安を相談する相手としては、「配偶者・パートナー」77.9%、「その他の親族（親・きょうだい等）」69.7%といった身内の者のほか、「隣近所の人・地域の知人・友人」42.8%、「職場の人」32.6%など、親族以外の身近な人も多くなっています。（図 14）

【図 14 子育てに関する悩みや不安の相談相手】



出典：青森市子ども総合プラン策定に当たってのアンケート調査

(4) 子どもをめぐる問題

児童虐待相談件数について、全国・青森県では平成 27 年度から令和元年度にかけて、年々増加していますが、本市においては、概ね横ばいで推移しています。(図 15)

本市で対応した相談内容として、令和元年度はネグレクト（保護の放棄・怠慢）が 38 件で最も多く、次いで身体的虐待が 33 件、心理的虐待が 27 件となっています。(図 16)

【図 15 児童虐待相談件数】

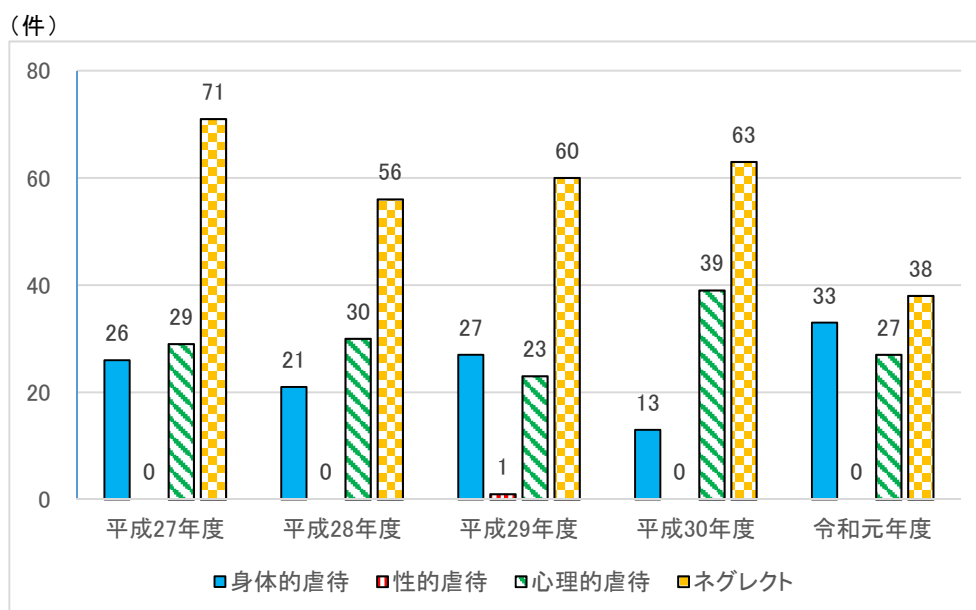
(件)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全 国	103,286	122,575	133,778	159,850	193,780
青森県	922	949	1,073	1,400	1,752
青森市	126	107	111	115	98

※令和元年度の全国の件数は速報値

出典：厚生労働省「児童相談所での児童虐待相談対応件数（令和2年11月）」
あおり親子はぐくみプラザ

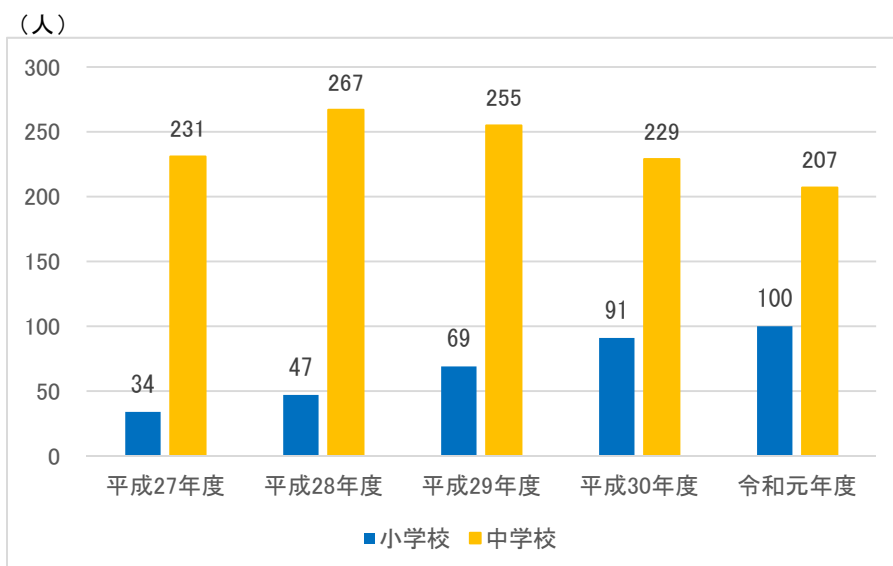
【図 16 青森市における内容別児童虐待相談件数】



出典：あおり親子はぐくみプラザ

本市の小・中学校における不登校の児童生徒数について、小学校では平成 27 年度から令和元年度にかけて増加傾向にあります。中学校では平成 28 年度以降減少傾向にあります。(図 17)

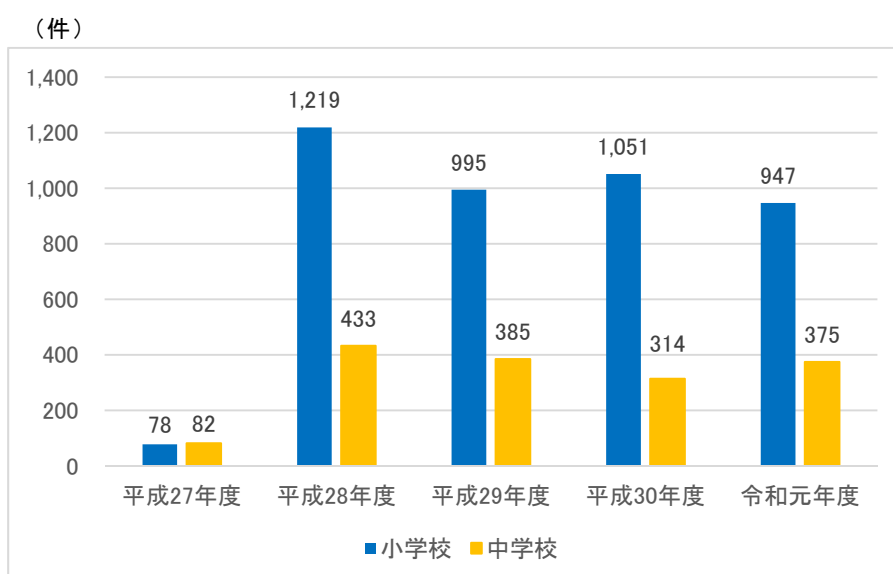
【図 17 青森市の小・中学校における不登校児童生徒数】



出典：青森市教育委員会事務局指導課

また、本市の公立小・中学校におけるいじめの認知件数は、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて著しく増加していますが、これは平成 28 年度に策定した「青森市小中学校いじめの認知に係る標準指針」に基づく積極的ないじめの認知によるものです。(図 18)

【図 18 青森市の公立小・中学校におけるいじめの認知件数】



出典：青森市教育委員会事務局指導課

本市では、「青森市子どもの権利条例」に基づき、権利侵害を受けた子どもの迅速かつ適切な救済を図るための相談・救済機関として、平成 25 年 5 月 1 日に「青森市子どもの権利相談センター」を設置しました。

平成 30 年度においては、相談受付件数は大人・子ども合計で実件数が 90 件、延べ件数が 339 件でした。相談内容については、子どもは心身の悩み、交友関係が多く、大人は子育ての悩みが多くなっています。(図 19)

また、問題解決のため関係機関などに働きかける調整活動については、8 回実施しました。(図 20)

子どもの権利侵害について、子どもやその関係者から、救済と権利の回復のための申立てがなかったため、申立てによる調整活動はありませんでした。(図 21)

【図 19 相談内容の内訳】

区分		交友関係	不登校	いじめ	教職員等の指導	学校等の対応	家族関係	子育ての悩み	心身の悩み	家庭内虐待	進路問題	金銭問題	行政機関の対応	その他	不明	合計 (件)
平成 29 年度	実件数 41 件 (延べ 425 件) 子ども	9 (34)	3 (178)	0 (0)	7 (11)	0 (0)	7 (24)	0 (0)	10 (152)	0 (0)	5 (26)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	41 (425)
	実件数 64 件 (延べ 183 件) 大人	4 (11)	11 (42)	4 (10)	7 (50)	5 (13)	6 (12)	13 (21)	0 (0)	4 (11)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	9 (12)	0 (0)	64 (183)
平成 30 年度	実件数 29 件 (延べ 128 件) 子ども	5 (34)	1 (10)	3 (11)	4 (7)	0 (0)	3 (5)	0 (0)	9 (51)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (4)	1 (1)	1 (4)	29 (128)
	実件数 61 件 (延べ 211 件) 大人	3 (4)	5 (23)	1 (1)	9 (42)	7 (71)	6 (12)	17 (36)	0 (0)	0 (0)	2 (5)	0 (0)	0 (0)	11 (17)	0 (0)	61 (211)

【図 20 調整活動の状況】

調整先 年度	小学校	中学校	高等学校	市教育委員会	その他 行政機関	子ども 保護者等	合計 (回)
平成 29 年度	2	31	4	10	30	0	77 (11 件、77 回)
平成 30 年度	0	2	0	6	0	0	8 (5 件、8 回)

【図 21 申立てによる調整活動の状況】

区分	申立て件数	調査回数
平成 29 年度	0	0
平成 30 年度	0	0

出典：平成 30 年度青森市子どもの権利相談センター報告書

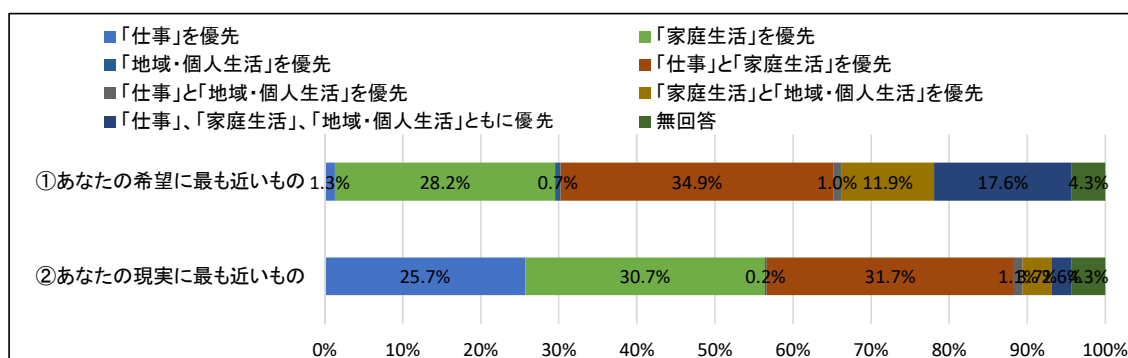
(5) ワーク・ライフ・バランスの状況

本プラン策定に当たって実施したアンケート調査（平成27年度実施）によると、乳幼児の保護者や小学生の保護者の生活の中における「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」の優先度に関することとして、希望に最も近いものとしては「仕事と家庭生活を優先」34.9%、「家庭生活を優先」28.2%、「仕事、家庭生活、地域・個人生活ともに優先」17.6%であり、一方、「仕事を優先」は、1.3%となっています。

また、現実に最も近いものとしては「仕事と家庭生活を優先」31.7%、「家庭生活を優先」30.7%、「仕事を優先」25.7%となっています。

これらの結果から、現実においても希望どおり「仕事と家庭生活を優先」する人や「家庭生活を優先」する人がいる反面、現実において「仕事」を優先せざるをえない人が一定数いると考えられます。（図22）

【図22 ワーク・ライフ・バランスに関する希望と現実】



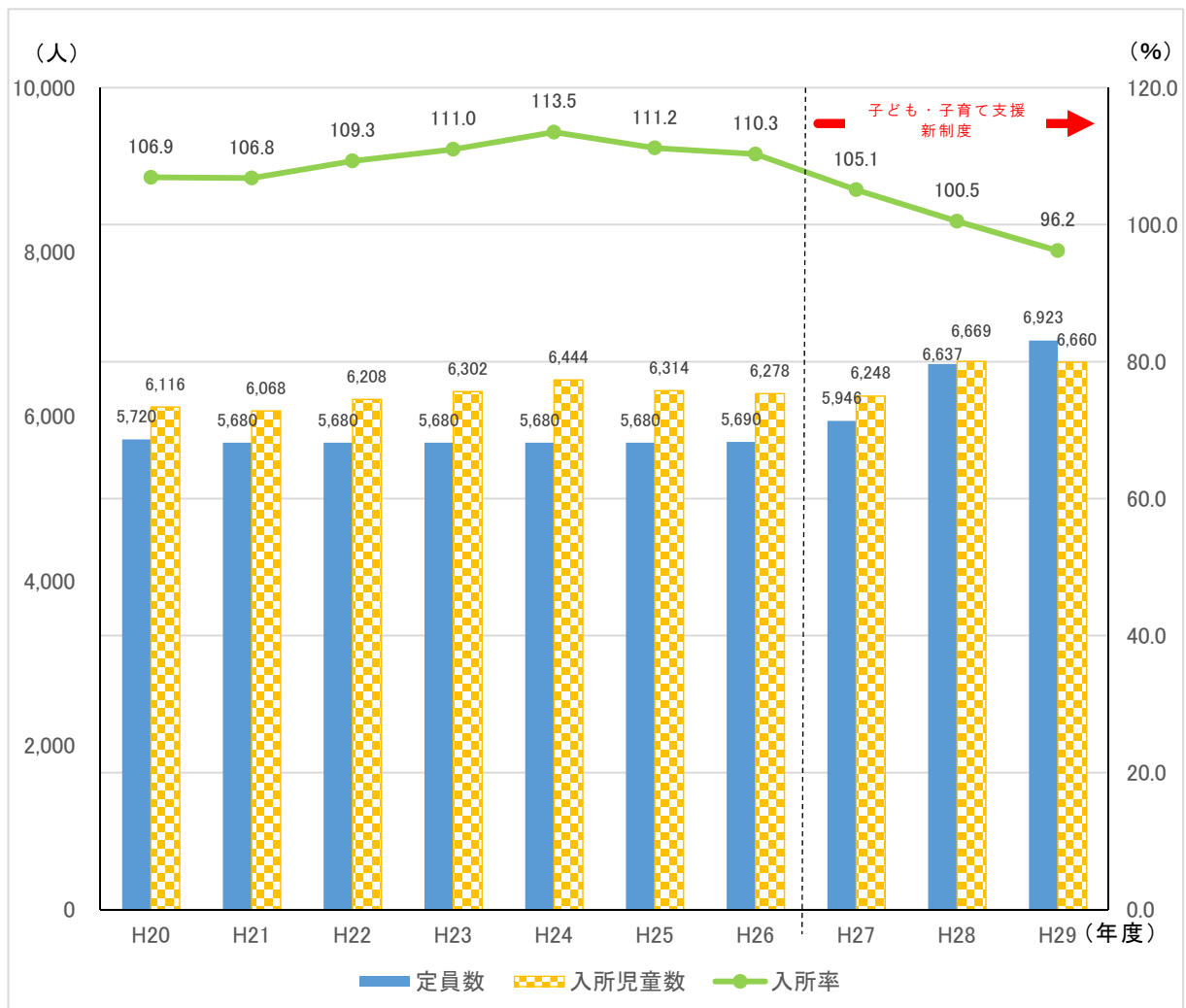
出典：青森市子ども総合プラン策定に当たってのアンケート調査

(6) 子育て支援の状況

保育所等の利用定員数は、平成 20 年度以降、ほぼ横ばいで推移していましたが、子ども・子育て支援新制度が始まった平成 27 年度以降は徐々に増加しています。

また、入所率（利用定員数に対する入所児童数の割合）は、利用定員数が増加したことに伴い徐々に減少しています。（図 23）

【図 23 保育所等の利用定員数と入所児童数の推移】



出典：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」

1 基本理念

平成 19 年 6 月策定の「青森市こども総合計画—こどもプラン—」（平成 19 年度～22 年度）及び平成 23 年 10 月策定の「青森市子ども総合計画—子どもプラン—後期計画」（平成 23 年度～27 年度）の基本理念や「青森市子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、本プランの基本理念を

「子どもの最善の利益」を第一に考えた「子どもの権利」の保障

と定め、基本理念に基づき、

子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくり（子ども支援）

大人が安心して子育てできる環境づくり（子育て支援）

を目標とします。

2 基本方向（施策の方向）

基本理念の実現に向け、以下の施策に取り組みます。

（１） 子どもの権利が保障される環境づくり

子どもの権利の普及啓発を図るほか、権利侵害からの迅速かつ適切な救済のための体制を整備するなど、子どもにとって大切な権利が保障される環境づくりを推進します。

（２） 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

母子保健対策の充実及び小児救急医療体制の確保を図るほか、ニーズに応じた多様な乳幼児期の教育・保育を提供するなど、保護者が安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを推進します。

（３） 健やかで心豊かな育ちへの支援

学校や家庭、地域などの連携により、学力の向上はもとより豊かな心や健やかな体の育成、子どもの活動機会の充実を図るなど、子どもの健やかな育ちを支援します。

（４） 特に支援が必要な子どもや家庭への支援

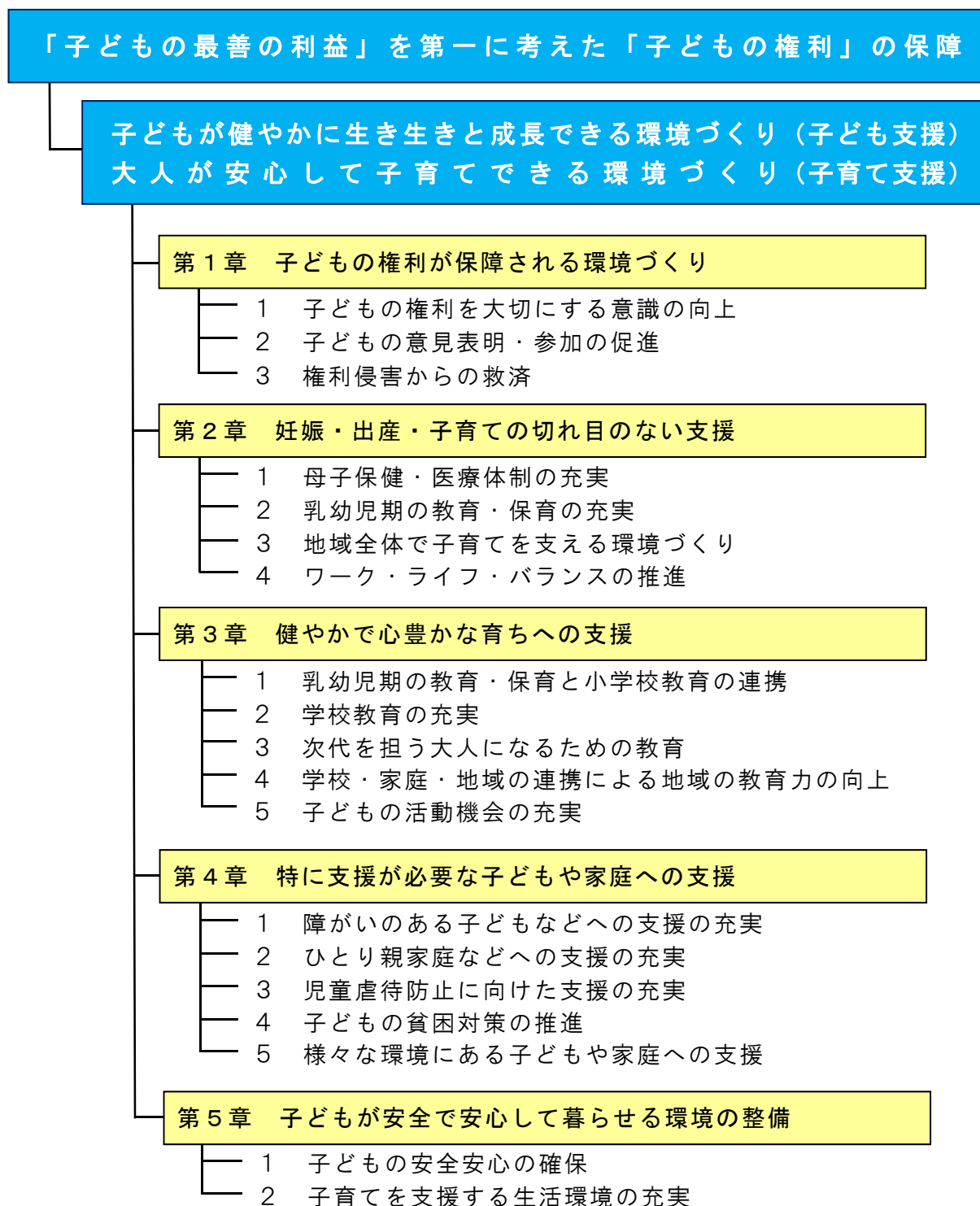
障がいのある子どもやひとり親家庭、児童虐待の恐れがある家庭のほか、貧困の状況にあるなど、様々な環境にある子どもに対し、相談体制の充実や情報提供など、きめ細かい支援を図ります。

（５） 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

子どもを交通事故や犯罪被害などから守る活動のほか、子どもや妊産婦にやさしい生活環境づくりなど、安全で安心して暮らせる環境の整備を図ります。

3 施策体系

前述の5つの基本方向に基づき、施策の体系を設定し、各種施策を展開します。



第 2 部 各論

第1章

子どもの権利が保障される環境づくり

1 子どもの権利を大切にすること意識の向上

現状と課題

《青森市子どもの権利条例の制定》

- 本市では、「子どもの権利条約[※]」の理念に基づき、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的として、平成24年12月に「青森市子どもの権利条例」を制定しました。
- 子どもの権利が尊重される社会を実現するためには、子どもの権利を守る立場にいる大人が、権利について正しく理解するとともに、子ども自身も自らの権利を正しく学び、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重する必要があります。

《青森市子どもの権利条例の認知度》

- 本市では、条例制定以降、条例の普及啓発活動を実施してきましたが、本プラン策定に当たって実施したアンケート調査（平成27年度実施）によると、条例について「知っている」と回答した人の割合は、乳幼児の保護者は10.9%、小学生の保護者は23.4%、小学4～6年生は10.7%、中学生及び高校生は11.3%となっています。
- これらを踏まえ、子どもが健やかに生き生きと成長できる環境づくりを推進していくに当たっては、本プランの基本理念である『子どもの最善の利益』を第一に考えた『子どもの権利』の保障に基づき、子どもの権利の保障を施策の基本に据え、大人や子どもに対する、条例の趣旨の普及啓発や学びへの支援を行う必要があります。

※ 子どもの権利条約：世界中の子どもたち一人ひとりに人間としての権利を認め、子どもたちがそれらの権利を行使できるよう、1989年（平成元年）に国際連合において採択され、我が国は1994年（平成6年）に批准している。

主な取組

(1) 子どもの権利の普及啓発

《子どもの権利の普及啓発》

- ◆子どもや大人に対して、子どもの権利の普及を図るため、広報あおもりや市ホームページなどを活用し、広報活動を実施するとともに、小・中学校での子どもの権利に関する出前講座の実施や PTA などの研修会への講師派遣を行い、子どもの権利に関する学習機会の充実を図ります。
- ◆特に、子どもに対する理解が必要な保護者、子どもが育ち学ぶ施設の関係者などに対して、子どもの権利について理解の促進を図ります。
- ◆子どもが「安心して生きる権利」、「自分らしく生きる権利」、「豊かで健やかに育つ権利」、「意見を表明し参加する権利」について、すべての児童生徒の理解を深めるため、「青森市子どもの権利条例」を分かりやすくした教材を活用し、指導します。
- ◆「青森市子どもの権利条例」に定める「青森市子どもの権利の日」(11月20日)において、この日にふさわしい活動として、子どもと大人がともに子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供します。

(2) 子どもの権利の保障に関する行動計画の策定

《子どもの権利の保障に関する行動計画の策定》

- ◆子どもにとって大切な権利の保障を図るため、「青森市子どもの権利条例」に基づき、本プランとの整合性を図りながら、「子どもの権利の保障に関する行動計画」を策定し検証します。

2 子どもの意見表明・参加の促進

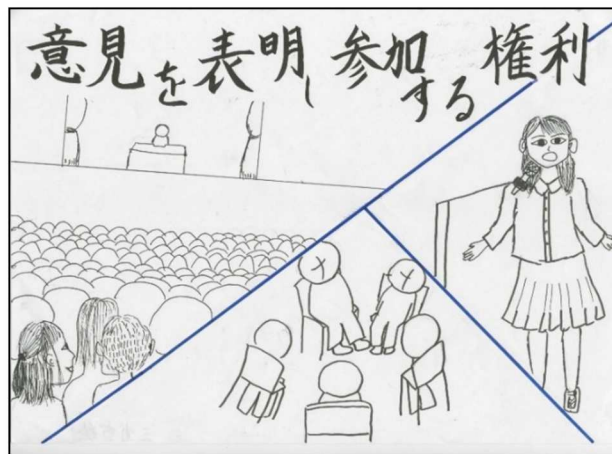
現状と課題

《青森市子ども会議》

- 「青森市子どもの権利条例」では、「意見を表明し参加する権利」を子どもにとって大切な権利の一つとして定め、市政などについて、子どもが意見表明し参加する場として、「青森市子ども会議」を置くこととしています。
- 小学5年生から高校3年生の子どもたちで構成される「青森市子ども会議」では、「青森市子どもの権利条例」について学習し、ねぶた祭りや子どもの権利の日のイベントなどで、子どもの権利の普及啓発活動を行うとともに、市政について市長に意見提案をするなど、意見表明の活動を実施してきました。

《子どもの意見表明・参加》

- 「青森市子どもの権利条例」に基づき、意見表明・参加の権利を保障するため、地域における子どもに関する取組にも子どもの意見を活かしていく必要があることから、今後は、「青森市子ども会議」の活動を一層充実させるとともに、「青森市子ども会議」以外の子どもたちが自主的に意見表明や参加できる機会を設けていく必要があります。



H27 青森市子ども会議委員作成

主な取組

(1) 子どもの意見表明・参加の促進

《子どもに関わる施策の推進への子ども自身の参加》

- ◆子どもに関わる施策の推進に直接子ども自身が参加できるよう、本市の附属機関である「青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会」をはじめ、本市の附属機関などと連携し、子どもに関する施策を審議する際に、「青森市子ども会議」の参加を促すなど、活動の場を増やします。
- ◆「青森市子ども会議」の活動に当たっては、子どもたちの自主性をより尊重した活動を展開していきます。

また、「青森市子ども会議」の自主的な活動を支援するため、子どもの主体的な力を引き出すことができるよう、相談や助言ができる若い世代を中心とした「子どもサポーター」の育成に努めます。

《子どもの意見表明・参加の機会の充実》

- ◆「青森市子ども会議」や児童館で行われている「子どもさみっと」など、地域などにおいて行われている子どもたちの意見表明の場に関する情報を集約するとともに広く情報発信し、子どもの参加の機会の充実に努めます。
- ◆子どもが利用する施設の運営や子ども会、地域の行事、ボランティア活動など、多様な場で子どもたちが意見表明・参加できるよう支援していきます。
- ◆学校においては、子どもの発達段階に応じて特別活動、特に、児童会・生徒会活動、学級活動などを活用して子どもの意見表明能力、コミュニケーション能力の向上を図ります。



H25 青森市子ども
会議委員作成

3 権利侵害からの救済

現状と課題

《権利侵害からの救済》

- 本市では、「青森市子どもの権利条例」に基づき、権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済を図るための相談・救済機関として、平成25年5月1日に「青森市子どもの権利相談センター」を設置しました。
 - 本プラン策定に当たって実施したアンケート調査（平成27年度実施）によると、「青森市子どもの権利相談センター」について「知っている」と回答した人の割合は、乳幼児の保護者では1～2割、小学生の保護者、小学4～6年生、中学生及び高校生では3割程度となっています。
 - 「青森市子どもの権利相談センター」での相談方法としては、窓口相談のほか、電話、ファックス、メール、手紙に加え、相談員の訪問による相談を行っていますが、より相談者が利用しやすい環境づくりに努めていく必要があります。
 - 「青森市子どもの権利相談センター」では、子どもや大人から、「心身の悩み」、「交友関係」、「不登校」、「いじめ」などの相談を受けていますが、相談に当たっては、「子どもの最善の利益」を優先し、相談者の話をじっくり聴き、ともに解決策を考えながら、当事者自身の力で解決できるよう支援するとともに、必要な場合には、問題の解決を図るために、関係者・関係機関に働きかけを行う調整活動を実施しています。
- 今後はより一層、子どもに関する他の相談窓口や各種関係機関との相互連携に努め、適切な支援を実施していく必要があります。

主な取組

(1) 権利侵害からの救済

《青森市子どもの権利相談センターの普及啓発》

- ◆子どもの権利侵害を未然に防止するため、子どもたちの悩みや困っていることなどについて気軽に相談できるよう、「青森市子どもの権利相談センター」の普及啓発を図ります。
- ◆普及啓発に当たっては、リーフレットや携帯カードなどを含む広報媒体の活用のほか、子どもたちにとって「青森市子どもの権利相談センター」がより身近に感じられるよう、「青森市子どもの権利擁護委員」や「調査相談専門員」による、子ども関連施設の巡回訪問などを実施します。

《相談・支援体制の充実》

- ◆相談に対しては、相談者の気持ちに寄り添い、希望に沿った解決法をともに考え、可能な限り相談者が自ら問題の解決に当たることができるよう支援します。
- ◆問題解決に当たっては、子どもの状況に応じて、学校や教育委員会、子どもに関する他の相談窓口など各種関係機関と相互に協力・連携し、迅速かつ適切に対応します。
- ◆相談者が自ら問題の解決に当たることが困難な場合や権利侵害に対して「救済の申し立て」があった場合など、必要に応じて事実関係の調査、関係者間の調整、関係機関への勧告や要請といった、迅速かつ適切な救済を図ります。
- ◆相談方法については、来窓による面談、電話、ファックス、メール、手紙がありますが、その他の方法についても検討するなど、より相談しやすい環境づくりに努めます。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
「子どもの権利」普及啓発に関する講座の実施回数 ・小・中学校PTAや家庭教育学級などでの講座回数（大人対象） ・小・中学校の児童生徒への講座回数（子ども対象）	5回 （平成26年度）	20回 （令和5年度）
青森市子ども会議委員の意見表明回数 子どもの意見を表明する場である「青森市子ども会議」の表明機会のイベント等実施回数	3回 （平成29年度）	4回 （令和5年度）
青森市子どもの権利相談センターへの相談者数 子どもの救済機関である「青森市子どもの権利相談センター」への相談者数	105人 （平成29年度）	105人 （令和5年度）



H27 青森市子ども会議委員作成

第2章

妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

1 母子保健・医療体制の充実

現状と課題

《周産期医療など》

- 青森県立中央病院の「総合周産期母子医療センター」の開設により、ハイリスク妊婦や新生児を受け入れる体制の充実が図られています。
- しかし、健康問題のある家庭やDV（ドメスティック・バイオレンス）※・虐待など養育環境に問題を抱える家庭、経済的問題を抱える家庭、出産年齢の高齢化に伴う早期産などのハイリスク妊婦など、その対応について関係機関と連携しながら、きめ細かな保健対策を講じていかなければならないケースが増加しています。
- また、妊娠に向けて不妊治療を受けている夫婦が増加傾向にある中で、不妊治療は、身体的にも精神的にも負担が大きいほか、費用も高額になることが多く、経済的理由から十分な治療を受けることができないケースが少なくない状況にあり、本市においても、特定の不妊治療に対する助成制度を活用するかたが増えている状況にあります。



※ DV（ドメスティック・バイオレンス）：夫婦・恋人などパートナーからの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、脅す、大声でののしる、無視するなど、精神的苦痛を与える行為もDVに含まれる。

《子どもの肥満の状況》

- 本市の6歳から14歳の児童生徒における肥満傾向児の出現率は、全国的に全国より高い状況となっています。
- 肥満は、体重測定などにより自分の状態を確認できることから、生活習慣が形成される子どもの頃からの食育や運動習慣の定着など、自己管理の大切さについて啓発し、肥満予防に向けた生活習慣改善を進めることが必要です。

《小児救急医療体制》

- 子どもが病気などをしたときに適切な処置が受けられるよう、日頃の健康状態を把握してくれる「かかりつけ医」を持つことの普及啓発を引き続き図る必要があります。
- 青森市急病センターでは、青森市医師会の協力のもと、毎日の夜間に当番制で小児科医を配置し、初期小児救急医療体制の充実を図ってきましたが、本市の小児科医が減少傾向にあり、小児科当番医の高齢化も進んでいることから、現在の診療体制を維持することが課題となっています。
- 初期小児救急医療から三次小児救急医療へと適切に連携できる体制の充実を図るとともに、症状に応じた小児救急医療施設を利用していただき、子育て時の不安の軽減と小児救急医療体制を維持するために、引き続き、それぞれの役割や小児救急医療施設の適正利用などについて周知を図っていく必要があります。

《妊産婦・子どもの医療費助成》

- 国は、出産費用について、出産育児一時金 40 万 4 千円（産科医療補償制度に加入の医療機関などでの出産については、42 万円）を上限として、医療機関へ直接支払う仕組み（直接支払制度）を実施するなど、妊産婦の経済的負担を軽減しています。
- 本市においては、国民健康保険加入の妊産婦を対象に、国と同様の対策のほか、外来受診の医療費助成や出産費資金の融資あっせんを行っていますが、これらの対策は、疾病の早期発見・早期治療を促し、妊産婦の健康保持や経済的負担の軽減にもつながることから、継続して実施していく必要があります。
- 子どもの医療費助成については、これまでの未就学児の入院・通院及び小学生の入院時の医療費自己負担分の助成に加え、平成 27 年 8 月から、新たに小学生の通院及び中学生の通院・入院にかかる医療費をも助成の対象とし、保護者の経済的負担の軽減を図っています。



主な取組

(1) 妊娠・出産の支援の充実

《不妊治療に悩む夫婦などへの支援》

- ◆保健所内に開設している「不妊専門相談」において、不妊に悩む夫婦などを対象に、専門の医師などによる相談や指導を行い、精神的ストレスや不安の軽減を図ります。

また、子どもを望みながらも恵まれないために、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療にかかる費用の一部を助成するなど、不妊治療への支援を実施します。

《助産施設への措置の実施》

- ◆経済的理由により入院助産ができない妊産婦に対し、助産施設で助産を受けられるよう支援します。

(2) 妊産婦・乳幼児の保健及び健康診査などの充実

《母子健康手帳の交付及び妊婦保健指導の充実》

- ◆妊婦との面接を通じ、生活状況などを把握しながら、妊娠中の健康的な生活習慣、妊婦健康診査の必要性などについて保健指導を行うとともに、妊産婦に対する各種サービスの情報提供の充実に努めます。

特に、早期産などのハイリスク妊婦に対しては、医療機関と連携を図りながら引き続き保健指導を強化します。

《妊婦健康診査の実施》

- ◆安心して出産ができるよう、母子の健康を管理する上で重要な妊婦健康診査の公費負担を継続し、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図ります。

《健康教室などの開催》

- ◆妊娠・出産・育児についての講義や実習などを行うマタニティセミナーの内容を充実させるとともに、就労している妊婦や夫婦揃っての参加がしやすい環境づくりを推進します。

《新生児・妊産婦訪問指導の実施》

- ◆医療機関との連携のもと、保健師・助産師がハイリスク妊産婦や未熟児のいる家庭を訪問し、保健相談・指導を行うとともに、育児相談をはじめとする新生児及び産婦に対する切れ目のない支援を行うなど、安心して出産・育児ができる環境づくりを推進します。

《乳幼児健康診査などの実施》

- ◆4か月児・7か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査や各種予防接種について周知を図り、受診率や接種率の向上に努めるとともに、誰もが受診しやすい環境づくりを推進します。
- ◆歯科医療機関との連携を強化しながら、フッ化物塗布の有効性を周知するとともに、う歯予防対策を推進します。

《肥満予防対策》

- ◆子どもの頃からの肥満を予防するため、肥満の身体への影響や食生活、運動習慣、歯・口腔の健康づくりに関して健康的な生活習慣を身につけ、適正体重を維持し肥満を予防していくことができるよう、ライフステージに対応した健康教育などの機会を提供します。

《子どもの発育・発達に対する不安や悩みの軽減》

- ◆各種健康診査を通じた子どもの発育・発達に関する情報をもとに、子どもの成長に対する不安や悩みの軽減を図るとともに、疾病により長期にわたり療養を必要とする子どもなどを対象とした医師・保健師・栄養士による専門相談を行うなど、子どもの健やかな成長に向けた保健指導体制の充実と切れ目のない支援を行います。

(3) 小児救急医療の実施

《小児救急医療の実施》

- ◆青森市医師会と連携し、「かかりつけ医」制度の普及啓発と有効活用の促進を図ります。
- ◆青森市急病センターにおける小児科常勤医の雇用に向けた取組を進めるとともに、「弘前大学医師修学支援事業」を通じ、県内自治体が一丸となつての医師確保に取り組むほか、青森市医師会の協力のもと、休日・夜間に病気やけがの治療を行うための在宅当番医制度や二次救急医療体制を確保するための病院群輪番制病院事業を継続して実施し、小児救急医療体制を確保します。
- ◆救急患者の円滑な受入れに向けた医療機関との連携の推進などを通じ、初期小児救急医療から三次小児救急医療へと適切に連携できる体制の充実を図るとともに、それぞれの役割について広く市民にPRし、小児救急医療施設の適正利用を呼びかけていきます。
- ◆「こども救急電話相談（#8000）」や「こどもの救急」について案内するとともに、休日・夜間の在宅当番医などの生活に密着した医療機関情報をわかりやすく提供し、子育て時の不安の軽減を図ります。
- ◆万が一のときのための応急手当やAED（自動体外式除細動器）の使用方法的普及啓発に向けた救命講習の実施を推進します。

(4) 妊産婦・子どもの医療費助成事業の実施

《妊産婦・子どもの医療費助成事業の実施》

- ◆国の制度に基づく出産育児一時金の支給や本市における国民健康保険加入の妊産婦を対象とした医療費助成制度を継続し、妊産婦の経済的負担の軽減と健康保持を図ります。
- ◆また、子どもの医療費助成を継続し、保護者が経済的に安心して子どもを医療機関などに受診させることができるよう支援します。

2 乳幼児期の教育・保育の充実

現状と課題

《乳幼児期の教育・保育》

- 近年の急速な少子化の進行、子ども・子育て支援における質的・量的な不足、待機児童問題、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の提供対策が不十分なことなどの現状により、「質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保と教育・保育の質的改善」及び「地域の子ども・子育て支援の充実」が課題となっていることから、乳幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。
- 本市では、新制度の開始に当たって、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期などを定めた「青森市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施しています。

《子育てへの経済的支援》

- 子育ての経済的負担を軽減するため、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的として、児童手当を支給しているほか、認定こども園・幼稚園・保育所など[※]の保育料の負担軽減を実施しています。

※ 認定こども園・幼稚園・保育所など：子ども・子育て支援新制度に位置付けられた、認定こども園、幼稚園、保育所の教育・保育施設と、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の地域型保育事業のこと。

主な取組

(1) 乳幼児期の教育・保育の充実

《乳幼児期の教育・保育の充実》

- ◆「青森市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認定こども園・幼稚園・保育所などにおける教育・保育や延長保育事業、一時預かり事業、病児一時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業などの地域子ども・子育て支援事業について、利用希望の量の見込みに応じた提供体制を確保するとともに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施します。

(2) 待機児童の発生防止

《待機児童の発生防止》

- ◆待機児童が発生しないよう、「青森市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育の量の見込みに対応した提供体制を確保します。
- ◆このため、国が待機児童の解消に向けて策定した「待機児童解消加速化プラン^{※1}」や「子育て安心プラン^{※2}」に続く、「新子育て安心プラン^{※3}」による支援を活用しながら、乳幼児期の教育・保育施設の整備を進めます。

※1 待機児童解消加速化プラン：待機児童の解消に向け、保育の受け皿を平成26年度末までに20万人、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに40万人分確保するため、子ども・子育て支援新制度の開始を待たずに平成25年に開始された地方自治体に対する国の支援策。

※2 子育て安心プラン：待機児童解消加速化プランに続く平成30年度から令和2年度までの3か年計画。待機児童解消を図り、女性就業率80%に対応できるよう、令和2年度末までに32万人分の保育の受け皿整備等を進めていくこととした。

※3 新子育て安心プラン：子育て安心プランに続く令和3年度から令和6年度までの4か年計画。待機児童解消を図り、女性就業率82%に対応できるよう、令和6年度末までに14万人分の保育の受け皿整備等を進めていくこととした。

(3) 乳幼児期の教育・保育の質的向上

《乳幼児期の教育・保育の質的向上》

- ◆保護者が安心して認定こども園・幼稚園・保育所などに子どもを預けることができる環境づくりを推進するため、保育教諭・幼稚園教諭・保育士など[※]の配置状況や保育状況、給食状況、安全管理などを定期的に点検するなど、認定こども園・幼稚園・保育所などの適正な管理に努めます。
- ◆行政と認定こども園・幼稚園・保育所などとの意見交換の機会や認定こども園・幼稚園・保育所などによる交流機会の充実を図るほか、認定こども園・幼稚園・保育所などに対し、公正中立な第三者機関による専門的評価の実施を促進するなど、教育・保育の質の向上を図ります。
- ◆保育教諭・幼稚園教諭・保育士などを対象とした研修を実施するとともに、より多くの保育教諭・幼稚園教諭・保育士などが参加できるように研修内容の充実や開催時間などの工夫を図ります。

(4) 子育ての経済的負担の軽減

《子育ての経済的負担の軽減》

- ◆子育ての経済的負担を軽減するため、認定こども園・幼稚園・保育所などの保育料軽減対策を継続するほか、国の制度に基づく各種手当などを適切に支給します。
- ◆低所得で生活が困難な保護者に対し、保育料以外に支払う日用品や文房具などの購入に要する費用や行事に参加する費用などの軽減を図ります。



※ 保育教諭・幼稚園教諭・保育士など：子ども・子育て支援新制度に位置付けられた、保育教諭、幼稚園教諭、保育士、保育従事者、家庭的保育者などのこと。

3 地域全体で子育てを支える環境づくり

現状と課題

《地域における子育て支援》

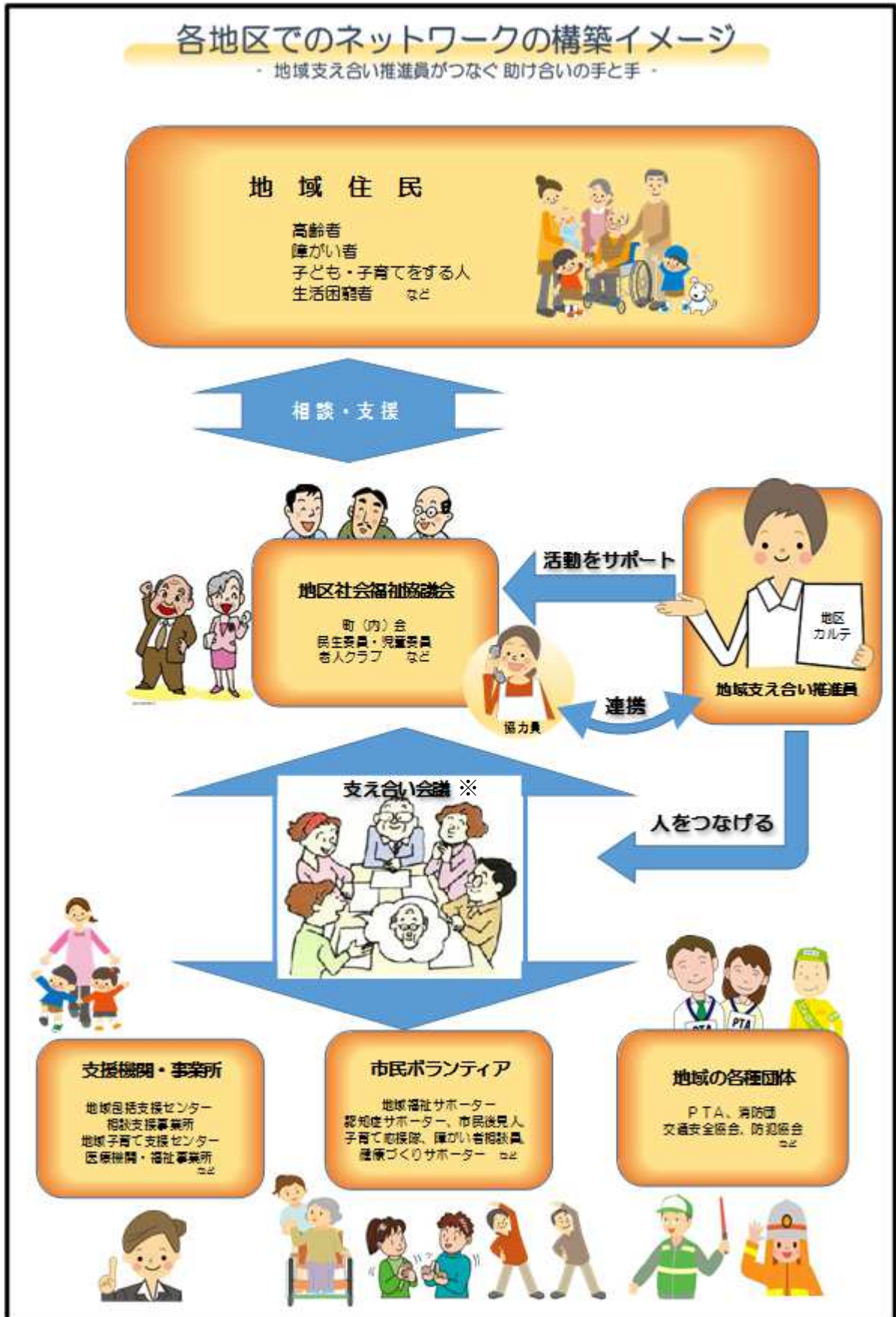
- 少子高齢化の進展や核家族化、地域における連帯感の希薄化、女性の社会進出の増加など、子どもを取り巻く社会情勢の変化に伴い、子育て家庭が不安や悩み、孤立感を抱えることがないように、子育てを地域全体で支え、子どもを安心して生み育て、そして子どもたちが心豊かに育まれる環境づくりが求められています。
- 地域住民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、高齢者・障がい者・子どもや子育てする人だけでなくすべての地域住民がともに支え合い、助け合い、安心して生活できる環境づくりをより一層推進していくことが必要となっています。
- あおもり親子はぐくみプラザ、市内6か所に設置している地域子育て支援センターやつどいの広場「さんぽぽ」において、子育て親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育てに関する講習の実施などにより、子育て家庭への支援に努めています。
- 地域子育て支援センターと各地域の保育所などが連携して、就学前の親子を対象に親子のふれあいの場を提供する「子育てひろば」を開催しています。
- 保健・医療・福祉などのサービス情報、出産や子育てに関する各種相談窓口の情報などについて、情報誌、広報あおもり、市ホームページなどで幅広く提供しています。

主な取組

(1) 地域の子育て支援体制の充実

《子育て支援のネットワークづくり》

- ◆子育て家庭が不安や悩み、孤立感を抱えることがないよう、すべての子育て家庭を支えるため、あおもり親子はぐくみプラザと地域子育て支援センターが中心となり、認定こども園・幼稚園・保育所などとの地域のネットワークの構築を進め、地域全体で子育てを支援します。
- ◆地域のネットワークの構築を進めるため、子育て情報も含めた地域福祉に関する情報について、地区社会福祉協議会ごとにまとめた「地区カルテ」を作成し、子育て応援隊や小・中学校、PTA、町（内）会や民生委員・児童委員、主任児童委員など地域関係者と課題や地域資源などを共有するとともに、各地区での支援につなげていきます。
- ◆地域住民が自分の活動できる分野ごとに地域福祉を支えるサポーターとして登録し、地域福祉関係者の要請に応じて支援を実施する「地域福祉サポーター制度」を創設し、地域の子育てをボランティアとして支える「子育て応援隊」についても本制度に位置付け、子育てサークルや団体との連携を積極的に進めるなど活動内容の充実を図ります。



出典：青森市地域福祉計画

※ 支え合い会議：地域内の福祉関係者等が集まり地域の福祉課題や支え合い体制について協議する場のこと。

《子育て親子の相談、交流の場の提供》

- ◆子育てに対する不安や悩みを軽減するため、あおもり親子はぐくみプラザや地域子育て支援センターなどにおける各種講座の開催内容や提供する子育て情報のほか、子育てに関する相談体制の充実を図ります。
- ◆就学前の親子を対象に親子のふれあいの場を提供する「子育てひろば」について、その内容の充実を図るとともに、より身近な地域での開催の促進を図ります。
- ◆保護者が自信と喜びを感じながら、ゆとりを持って子育てができるよう、あおもり親子はぐくみプラザ、地域子育て支援センター、つどいの広場「さんぽぽ」をはじめ、地域における「子育てひろば」や認定こども園・幼稚園・保育所などを活用し、子育て中の親同士の交流や学びあいの場を提供するなど、親としての成長を支援します。

《情報提供の充実》

- ◆保護者が子育て支援サービスに関する情報を必要な時に気軽に入手できるよう、インターネット環境による情報提供の充実について検討します。

(2) 相談者の希望に沿った支援

《相談者の希望に沿った支援》

- ◆子育て家庭が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子育てに関する相談、情報提供、訪問による支援などを行うとともに、日常的に地域の様々な関係機関とネットワークを構築し、個別事例に対応した問題解決のためのケース会議を開催するなど、相談者の希望に沿った支援を実施します。

4 ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

《労働環境》

- 経済・産業構造の変化や就業構造の変化に伴い、労働者の意識も多様化している中で、年齢、性別を問わず、誰もが安心して働くことのできる労働環境の整備が求められています。
- 企業などに対し、妊娠や出産、育児に際して、女性が仕事を続けていけるような支援や理解を深めるための一層の啓発が必要です。
- 出産や育児を理由に離職した女性の再就職支援を促進していく必要があります。
- 「次世代育成支援対策推進法」では、すべての企業などに対して、労働者の「仕事」と「家庭生活」との両立を支援するための育児休業や短時間勤務に関する取組、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得に関する取組などの内容を盛り込んだ「一般事業主行動計画」の策定を求めており、特に101人以上の労働者を雇用する企業などについては、この計画の策定が義務付けられています。

《ワーク・ライフ・バランス》

- ワーク・ライフ・バランスを実現し、男女がともに働き続けられるようにするためには、多様な働き方に対応した子育てや介護の支援を行う必要があるほか、家庭において、家事・育児・介護などの責任を男女が協力し合って担うことも重要であり、少子高齢化、核家族化など社会環境の変化に伴って、その重要性がさらに増していることから、男性の家事・育児・介護などへの参画を促進する必要があります。

○本プラン策定に当たって実施したアンケート調査（平成 27 年度実施）によると、乳幼児の保護者や小学生の保護者の生活の中における「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」の優先度に関することとして、希望に最も近いものとしては「仕事と家庭生活を優先」34.9%、「家庭生活を優先」28.2%、「仕事、家庭生活、地域・個人生活ともに優先」17.6%であり、一方、「仕事を優先」は、1.3%となっています。

また、現実に最も近いものとしては「仕事と家庭生活を優先」31.7%、「家庭生活を優先」30.7%、「仕事を優先」25.7%となっています。

○ワーク・ライフ・バランスの実現には職場の理解が不可欠であることから、企業や各種団体などへの情報提供などを通じ、ワーク・ライフ・バランスの普及に向けた働きかけを行う必要があります。



主な取組

(1) 労働環境の整備

《誰もが生き生きと安心して働ける労働環境づくりの促進》

- ◆青森労働局などの関係機関と連携し、次世代育成支援対策推進法及び育児・介護休業法に基づく、育児・介護休業や短時間勤務に関する取組、年次有給休暇の取得促進に向けた取組などの労働環境の改善を企業などに働きかけ、労働者の「仕事」と「家庭生活」との両立を支援します。
- ◆妊娠や出産、育児期の女性に対するマタニティハラスメントなどによって、女性の離職が進まないよう、企業などに対し啓発を図ります。
- ◆市内中小企業における労働者が心身ともに健康で働き続けられるよう、青森市勤労者互助会を通じ、余暇活動の充実や健康増進に向けた環境づくりを支援します。

《男性の家事・育児・介護などへの参画促進》

- ◆個人生活の充実ひいては経済社会の持続可能な発展や企業の活性化につながるというワーク・ライフ・バランスの意義を周知するとともに、男性を対象とした啓発講座や男性のロールモデルによる事例の発信などを通じて、固定的な性別役割分担意識や長時間労働を前提とした従来の働き方の見直しを促し、男性の家事・育児・介護などへの参画を促進します。

(2) 女性などの再就職の支援

《女性などの再就職の支援》

- ◆ハローワークなどの関係機関が提供する再就職のためのセミナー開催案内や就業情報などを活用しながら、再就職の準備に必要な情報を提供します。また、母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、母子・父子自立支援員による個別の事情などに即した相談やひとり親家庭などの状況に応じた就業支援を実施します。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
乳幼児健診の受診率 4か月児・7か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査を受診した子どもの割合	97.6% (平成26年度)	100.0% (令和5年度)
待機児童数 待機児童数が一番多い月の人数	72人 (平成29年度)	0人 (令和5年度)
地域福祉サポーター登録数 青森市ボランティアポイント制度における地域福祉サポーターの登録者数	2,124人 (平成29年度)	2,244人 (令和5年度)
子育てに関する家庭訪問・相談件数 子育てに不安のある家庭への訪問支援及びあおもり親子はぐくみプラザへの相談件数	4,390件 (平成26年度)	4,844件 (令和5年度)
「子育てひろば」開催回数 地域における「子育てひろば」の開催回数	24回 (平成26年度)	76回 (令和5年度)
「あおもり働き方改革推進企業」登録数【青森県】 ワーク・ライフ・バランス等の取組を行っている「あおもり働き方改革推進企業」に登録している企業数	60社 (平成29年度)	参考指標のため 目標値なし

第3章

健やかで心豊かな育ちへの支援

1 乳幼児期の教育・保育と小学校教育の連携

現状と課題

《乳幼児期の教育・保育と小学校教育》

- 乳幼児期の教育・保育（認定こども園・幼稚園・保育所などにおける教育・保育）と児童期の教育（小学校の教育）は、それぞれの段階において、お互いの役割と責任を果たすことが重要です。
- 子どもの発達や学びの連続性を確保するためには、乳幼児期の教育・保育と児童期の教育が円滑に接続することが極めて重要とされていますが、文部科学省が実施した調査では、ほとんどの地方公共団体がこの乳幼児期の教育・保育と児童期の教育の円滑な接続が重要と認識している一方で、その取組は十分とはいえないとしています。
- 本市においても、学区内の認定こども園・幼稚園・保育所などと様々な交流を行っている小学校や入学してからのスタートカリキュラムを実施している小学校は一部となっています。

主な取組

(1) 乳幼児期の教育・保育と小学校教育の連携

《小学校、認定こども園・幼稚園・保育所などによる交流》

- ◆小学校と学区内の認定こども園・幼稚園・保育所などが、子ども同士の交流を行ったり、保育教諭・幼稚園教諭・保育士などと小学校の教職員間での子どもに関する情報交換や教育課程・保育課程の相互理解に努めます。
- ◆認定こども園・幼稚園・保育所などにおいて、乳幼児期の子ども一人ひとりの発達や成長、教育や保育の状況について記録し、適切な指導及び保育のための資料として活用するとともに、その記録を就学先の小学校に引き継ぐことで、乳幼児期の教育・保育と児童期の教育との連携を図ります。

《小学校におけるスタートカリキュラムの充実》

- ◆乳幼児期の教育・保育と児童期の教育の円滑な接続を図るため、小学校でのスタートカリキュラムを充実させます。



2 学校教育の充実

現状と課題

《本市の児童生徒の学力》

- 全国学力・学習状況調査^{※1}における本県の児童生徒の学力は、これまで同様、都道府県別では上位に位置しており、本市の結果も同等のものとなっています。
- しかしながら、「思考力・判断力・表現力」については、依然として「基礎的・基本的な知識や技能」に比べ正答率が低い傾向にあります。
- このことから、子どもたちに確かな学力を身に付けさせるため、国及び県の学習状況調査^{※2}の結果に基づいた、各学校単位での学力向上に向けた取組を充実させるとともに、「思考力・判断力・表現力」を育成する必要があります。

《いじめ・不登校など》

- 少子化が進行する中で、子どもの生活体験や体験活動が不足し、規範意識の低下やマナーの欠如が指摘されており、また、学校においては、いじめ、暴力行為、不登校などの様々な課題があります。
- とりわけ、不登校については、不登校児童生徒数の割合が依然として高いことに加え、不登校の解消率の横ばい状態が続いています。
- 学校における体罰については、未だ全国的に報道される事案がありますが、本市では体罰ゼロの状態が継続しています。
- このような環境において、子どもたちの豊かな心を育むため、引き続き、児童生徒の心を育む指導が求められています。

※1 全国学力・学習状況調査：義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るため、文部科学省が実施する調査（調査の対象学年：小学校第6学年、中学校第3学年）。

※2 青森県学習状況調査：青森県内公立小・中学校の児童生徒を対象に、全県的な規模で学習状況の調査を行い、学習指導要領における各教科の目標や内容の定着状況を把握し、学習指導上の課題を明らかにするとともに、各学校が指導の改善に活用することができるよう、県全体の調査結果と学習指導の改善の方向性を示した資料を作成し、本県児童生徒の学力向上に資するため、青森県教育委員会が実施する調査（調査の対象学年：小学校第5学年、中学校第2学年）。

《子どもの健康や体力など》

- 本市の児童生徒の体力の状況は、全国と同水準となっているものの、体力水準が高かった昭和60年頃と比較すると依然として低い状況と推察され、今後とも筋力、持久力、柔軟性など体力向上にバランスよく取り組むことが必要です。
- また、健康面においても、本市の児童生徒は、これまで同様、う歯や低視力、肥満傾向、アレルギー疾患などが課題となっています。
- さらに、近年、子どもを取り巻く様々な不安や悩み、ストレスなどに対応するため、心と体の健康に関する知識や理解、心の健康を維持していく力を持つことが必要とされています。
- このことから、子どもたちの健やかな体を育むため、健康・安全意識、食に関する指導や体育活動の充実が求められています。

《学校における特に支援が必要な子どもへの支援》

- 本市の小・中学校では、特別支援学級の児童生徒及び通常学級にいながら特別な支援を必要とする児童生徒（発達障がいのある児童生徒又は疑われる児童生徒）が増加傾向にありますが、教員配置、定数を含め、その対応については十分とはいえません。
- このことから、これらの特別なニーズのある子どもたちに対し、望ましい就学環境を提供し、将来的な自立と社会参加に向けた能力を育む必要があります。
- また、近年、性同一性障がいに係る児童生徒や性的マイノリティ[※]とされる児童生徒に対して、学校における相談・支援体制の充実が求められています。
- さらに、一部ではありますが、日本語指導が必要な児童生徒も存在しており、引き続き、日本語の習熟度に合わせた学習支援が求められています。

※ 性的マイノリティ：レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障がい者など心と身体の性が一致しない人）の頭文字をとったLGBTなど性的少数者のこと。

《変化する社会を生き抜くための教育》

- グローバル化や情報化の進展などにより、子どもや若者が変化する社会を生き抜くためには、幅広い知識・教養と柔軟な思考力に基づいて自ら新しい価値を創造したり、他者と協力したりする能力などが求められています。
- このことから、子どもが未来へ飛躍できる能力・意欲を育むため、他者との関わり合いや様々な分野の体験などの活動の充実を図るとともに、望ましい勤労観・職業観、情報活用能力などを育成する必要があります。

《公平な教育機会の確保》

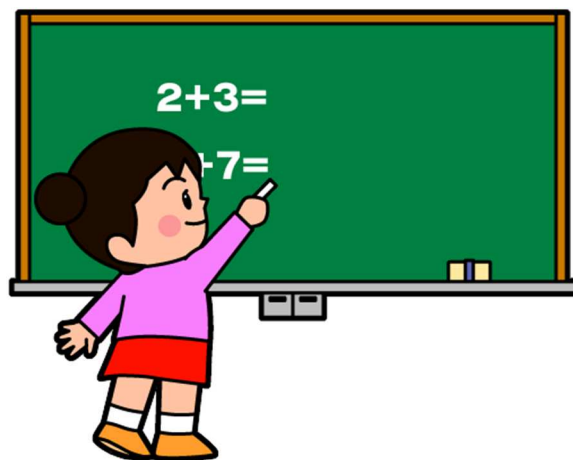
- 国においては、経済状況などによる進学機会や学力などの差がその後の就労・賃金などの格差にもつながるといった、いわゆる「子どもの貧困」に係る指摘がある中、公平な教育機会の確保を図るため、教育費負担の軽減や経済的・地理的に課題を抱えている子どもに対する支援を掲げています。
- 本市の世帯収入は、依然として全国に比べ低く、また、遠距離通学をしている児童生徒が多数いることから、これらの経済的・地理的に課題を抱えている子どもたちに対し、公平な教育機会を確保するため、引き続き、必要な支援を行っていく必要があります。

《質の高い教育を実現する指導体制》

- 知・徳・体のバランスの取れた児童生徒を育成する教育を実現するためには、小・中学校において、ある程度の集団の中でのきめ細かで質の高い教育を実現する指導体制を整える必要があります。
- しかしながら、学校現場においては教職員の多忙化が問題となっており、国・県においてもその解決策が調査・検討されています。
- そのため、引き続き、学校規模や教職員配置の適正化に努めるとともに、少人数学級のさらなる拡大や教員の指導力の向上、教職員自身の健康の保持増進に向けた取組が求められています。

《質の高い教育を実現する環境》

- 児童生徒が学ぶ学校を安全、安心で、質の高い教育を受けられる環境とする必要があることから、小・中学校において、学校施設や教材などの充実、通学から帰宅に至るまでの安全な教育環境が求められています。
- また、全国的に公立小・中学校施設は、昭和40年代後半から50年代の児童生徒数の急増期に建設されたものが多く、国・地方とも厳しい財政状況の中、これらの施設が一斉に更新時期を迎えつつあることが大きな課題となっています。
- 本市においても築年数が30年以上経過している学校施設が半数を超える状況となっており、公共施設など全体の統一的なマネジメントの取組方針を定める「青森市ファシリティマネジメント推進基本方針」を踏まえた老朽化などへの対応を計画的に進めていく必要があります。



主な取組

(1) 確かな学力の向上

《確かな学力の向上》

- ◆学力向上のためのアクションプラン^{※1}に基づく学力の向上のため、学習状況調査の分析に基づいた指導方法の研究などをはじめ、各学校の学力向上のためのアクションプランの検証・改善への支援、本市の課題の解決を図る授業改善のための指導事例集を活用した指導・助言、組織的・計画的な繰り返し学習の実施の徹底などに取り組みます。
- ◆子どもの思考力・判断力・表現力の育成のため、事実などを正確に理解し、相手に対して的確でわかりやすい説明をすることや、互いの立場や考えを尊重し、互いの考えを伝え合うことをはじめとした言語活動の充実を図るほか、小中連携を通じた教員の専門性や得意分野を生かした教科担任制、ティーム・ティーチング^{※2}や少人数指導の導入など、指導体制を工夫します。

(2) 豊かな心の育成

《豊かな心の育成》

- ◆いじめ、不登校、暴力行為などの予防・解消のため、いじめの調査の実施と早期発見・早期対応に向けた取組や不登校児童生徒の解消に向けた取組、体罰の調査と体罰を受けた児童生徒の心のケア、子どもや保護者に対する相談窓口などの周知を実施するほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びカウンセリングアドバイザーを配置・派遣します。また、JUMP チームなど^{※3}の特色ある活動に関する情報を提供します。
- ◆子どもの道徳的な心情・判断力・実践意欲・態度の育成と人権に関する意識の醸成のため、道徳的な態度の育成に向けた指導に取り組みます。

※1 学力向上のためのアクションプラン：各小・中学校長が、自校の児童生徒の学力の実態に応じ、「確かな学力」の向上のために作成するプラン。内容には単年度で達成できる目標と、具体的な方策が盛り込まれている。

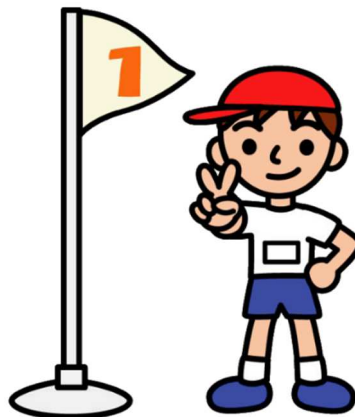
※2 ティーム・ティーチング：複数の教師が協力して授業を行う指導方法。

※3 J U M P チームなど：『Juvenile (少年)』『Misconduct (非行)』『Prevention (防止)』の頭文字から JUMP チームと名付けられ、少年自身の「規範意識の低下」を防ぐために、中学生・高校生ら少年自らが、お互いに非行防止について呼びかけ、その活動を通じて学校の仲間、さらには、地域のかたがたも一緒になって、県内全体に非行防止の輪が広がることを目的に、平成11年から結成。平成23年度からは、小学生の『リトルJUMP チーム』が結成。

(3) 健やかな体の育成

《健やかな体の育成》

- ◆子どもたちの健康の保持増進のため、生活習慣に関する指導の充実をはじめ、学校医による健康指導、学校からの治療勧告の実施、各学校とのインフルエンザなどの情報共有、心の健康教育の充実などに取り組みます。
- ◆子どもの食に対する意識の向上のため、生活習慣に関連した食の重要性に関する指導と情報提供、食に関する指導方法の研究・実践や家庭における食育の推進に取り組みます。
- ◆学校給食の充実のため、安全・安心な学校給食の実施をはじめ、食物アレルギー対応の推進、学校給食における地場産物や郷土食などの活用に取り組みます。
- ◆学校における体育活動の充実のため、運動やスポーツの楽しさや意義・価値を実感させる指導をはじめ、教員の指導力や資質の向上、外部指導者の活用促進による学校体育活動の活性化に取り組みます。
- ◆子どものケガなどに伴う補償制度の充実のため、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入勧奨に取り組みます。



(4) 特に支援が必要な子どもへの支援

《特に支援が必要な子どもへの支援》

- ◆障がいのある子どもの望ましい就学の実現のため、速やかな就学指導の実施をはじめ、特別支援教育支援員の配置、LD^{※1}・ADHD^{※2}のある児童生徒に対応した通級指導教室の周知、情緒障がいなどに対応した特別支援学校の設置などに向けた国・県への働きかけに取り組みます。
- ◆障がいのある子どもの自立と社会参加に向けた能力の育成のため、特別支援学級における個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した指導や支援、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導や支援に取り組みます。
- ◆性同一性障がいに係る児童生徒や性的マイノリティとされる児童生徒の相談・支援体制を充実するため、研修講座を通して、管理職をはじめ養護教諭などの適切な理解を進めるとともに、必要に応じ関係機関に相談しつつ、サポートチームの設置などの適切な助言を行います。
- ◆帰国児童生徒や外国人の子どもたちに対する学習を支援するため、日本語指導が必要な児童生徒の把握と、必要に応じた指導体制を整備します。

(5) 未来へ飛躍できる能力・意欲の育成

《未来へ飛躍できる能力・意欲の育成》

- ◆子どもの社会的・職業的自立に向けた必要な能力の育成のため、キャリア教育の充実のための企業などの活用をはじめ、小中連携によるキャリア教育のための情報共有や家庭におけるキャリア教育の推進に向けた情報提供に取り組みます。
- ◆子どもの情報活用能力の育成のため、ICT 機器を活用した授業の指導などに取り組みます。
- ◆子どもが現代的・社会的な課題に対応できる能力の育成のため、小中連携などによる人権、環境、防災、健康、福祉などに関する指導の研究・普及や環境教育の推進に取り組みます。

※1 LD (学習障がい): Learning Disabilities の略で、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すこと。

※2 ADHD (注意欠陥多動性障がい): Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略で、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいのこと。

(6) 公平な教育機会の確保

《公平な教育機会の確保》

- ◆経済的・地理的に課題を抱えている子どもに対する支援のため、引き続き、就学援助制度による学用品費などの支給や遠距離通学の児童生徒に対するスクールバスの運行などに取り組みます。
- ◆経済的な理由により進学が困難な者に対する就学機会の充実のため、様々な奨学金の受給を支援します。
- ◆東日本大震災により被災した子どもに対する就学・学習支援のため、被災児童生徒の把握と支援、被災児童生徒及び保護者に対する相談体制を継続します。
- ◆保護者負担の軽減のため、引き続き、教科用副読本の無償給与をはじめ、特別支援教育就学奨励費の支給や校外学習に係る保護者の負担軽減に取り組みます。

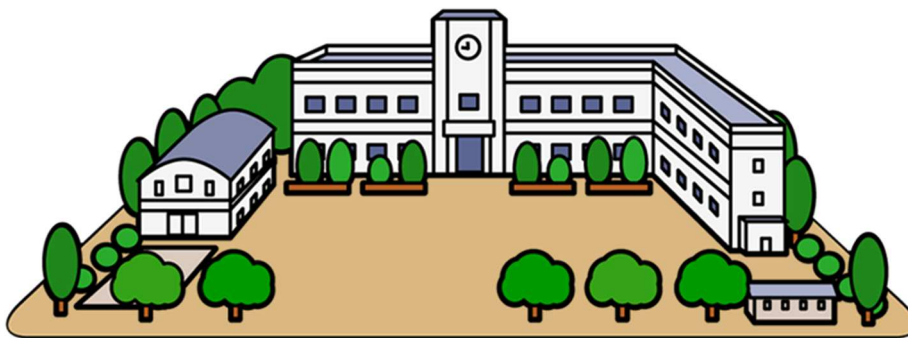
(7) 質の高い教育の実現

《質の高い教育を実現する指導体制の整備》

- ◆学校規模の適正化のため、通学区域再編をはじめ、少人数学級編制の拡充に向けた国・県への働きかけに取り組みます。
- ◆教職員の資質向上のため、「青森市教職員人材育成方針」に基づいた研修などの実施に取り組みます。
- ◆教職員の健康の保持増進のため、心身の健康に係る情報提供及び定期健康診断における受診勧告、教職員に対する健康相談の実施と校務分掌の見直し、教職員の多忙化解消などに取り組みます。

《質の高い教育を実現する環境の整備》

- ◆安全・安心な学校施設の維持・管理のため、学校施設の老朽化対策の計画的な実施や学校からの営繕要望への対策の実施に取り組みます。
- ◆環境教育などを考慮した学校施設の整備のため、学校施設のエコスクール化と避難所機能の強化に取り組みます。
- ◆質の高い教材などの整備と管理のため、教材整備指針に基づく教材の整備やICT環境の導入の検討に取り組みます。
- ◆学校における安全を確保する体制の構築のため、危険箇所の点検・改善と除雪協力会に対する除雪機の貸与をはじめ、児童生徒に対する安全指導の徹底や地域住民との連携による児童生徒の保護と防災マニュアルの見直しに取り組みます。



3 次代を担う大人になるための教育

現状と課題

《男女共同参画※》

- 本市では、「青森市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画意識の普及啓発に取り組んでいるものの、男女共同参画意識のさらなる浸透を図るため、あらゆる機会、様々な情報媒体を通じて広報・啓発活動を展開していく必要があります。
- 長い時間をかけて形作られてきた意識を大人になってから変えることは容易ではないことから、子どもの頃から男女共同参画への理解を促進するため、学校・家庭・地域といったあらゆる場面において、多様な選択を可能にする教育・学習の充実を図る必要があります。

《思春期教育》

- 近年、朝食欠食などの食習慣の乱れや思春期の「不健康やせ（成長曲線を一定の基準以上に外れるような急激なやせ方）」にみられるような、心と身体の健康問題が子どもたちに生じています。
このことから、命や性に関する健全な意識の涵養と正しい知識の普及を図るとともに、喫煙による健康被害などに関する教育など、思春期健康教室の充実を図る必要があります。
- また、思春期の子どもたちに対して、性差など一人ひとりに応じたきめ細かな相談・支援ができるようにすることが重要であり、相談や情報収集を行いやすい環境づくりに取り組む必要があります。
- 望まない妊娠や出産、性感染症、未成年者の喫煙などの思春期保健が課題となっていることから、学校と地域が一体となった健康教育を展開していくことが必要です。
- 思春期の子どもたちの成長を支援するためには、思春期の子どもを持つ親への家庭教育に関する情報提供や学習機会のさらなる充実を図る必要があります。

※ 男女共同参画：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意見によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。

《障がい者などの人権尊重に対する取組》

- 国においては、平成 26 年 1 月に「障害者権利条約」を締結し、平成 28 年 4 月には「障害者差別解消法」が施行され、障がい者の人権尊重に向けた取組が推進されています。こうした中、本市においては、障がい者や高齢者の虐待に関する相談件数が増加傾向にあります。
- 市民誰もが地域社会の一員として尊重され、差別や偏見のない、誰もが暮らしやすい社会の実現が求められています。年齢や性別の違い、障がいや病気の有無、文化・思想や国籍の差異などによる差別、偏見、虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）など、人権侵害に関する様々なトラブルが問題となっています。

《主権者教育》

- 平成 27 年 6 月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立・施行され、選挙権年齢が満 18 歳以上に引き下げられたことを受け、高校生だけでなく、より早い時期から主権者教育を推進する必要があります。



主な取組

(1) 男女平等意識の啓発

《あらゆる機会をとらえた広報・啓発活動の強化促進》

- ◆カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点とした啓発活動、広報あおもりや市ホームページはもとより、出前講座や情報紙アンジュール、子ども向け啓発小冊子、テレビ、ラジオ、インターネットなど多様な情報媒体を活用し、子どもから高齢者まで年齢層に配慮した広報・啓発活動の充実を図ります。

《子どもの頃からの男女共同参画の理解促進》

- ◆乳幼児期の教育・保育や義務教育において、人権尊重の理念や、性別にとらわれず一人ひとりの個性や能力を尊重する意識を育む教育を推進します。
- ◆教員研修や学校訪問、乳幼児期の教育・保育の質の維持・向上のための研修会などの機会を通じて、教員や保育教諭・幼稚園教諭・保育士など子どもの育ちに関わる人たちの男女共同参画意識の向上を図ります。
- ◆学校だより、PTA 広報、家庭教育学級、出前講座などを活用して、学校・家庭・地域が連携し、子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成を図るとともに、周囲の大人の意識が子どもたちに大きく影響することから、保護者などに対しても男女共同参画についての意識啓発に努めます。

《家庭における男女平等教育の推進》

- ◆男性の子育てや家庭教育への関わりを促すとともに、男性のみならず、女性の側の固定的性別役割分担意識の解消を図るなど、男女共同参画意識を育む家庭教育を推進します。
- ◆小・中学校で開催している家庭教育学級について、男性も含めた多くの人々が参加しやすい環境づくりを進めます。また、家庭教育に関する情報提供及び相談機会の確保を図ります。

《学校における男女平等教育の推進》

- ◆男子向け・女子向けとされる職種にとらわれることなく、一人ひとりの能力・適性・希望などに応じた主体的な選択を促す進路指導などを行い、学校教育において生涯を見通した総合的なキャリア教育を推進します。
- ◆「男女共同参画都市あおもり」シンボルマークを掲載したのぼり旗などの掲示や子ども向け啓発小冊子の積極的な活用などを通じて、本市が男女共同参画都市であることや男女共同参画についての理解が学校生活において自然に深まるよう努めます。

(2) 思春期教育の充実

《思春期健康教育と健康相談の推進》

- ◆保健、医療、教育機関が連携し、命や性に関する健全な意識の涵養や、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及のほか、食育、不登校、心の問題などに対応する思春期健康教育や健康相談を推進します。
- ◆学校教育においては、保健体育・家庭科における学習のほか、学校保健委員会を活用しながら、薬物乱用防止や喫煙・飲酒による健康への影響、生活習慣病の予防、さらに性に関する正しい知識の普及など、思春期健康教育・健康相談を推進します。

《親を対象とした学習機会と情報の提供》

- ◆思春期の子どもを持つ親が、思春期特有の問題を抱えた子どもたちと正しく向き合うことができるよう、保護者を対象とした健康教室や子育て講座、小・中学校における「家庭教育学級」などの親が集まる機会を有効に活用し、親を対象とした学習機会の提供を推進します。

《小・中学生が妊娠・出産・子育てを理解するための学習の機会の提供》

- ◆思春期の子どもたちが正しい知識を得ることで、妊娠・出産・子育てについて理解し、自分の健康を守れるようになるために、小・中学生を対象とした様々な体験学習を実施します。

(3) ノーマライゼーション※理念の普及啓発

《ノーマライゼーション理念の普及啓発》

- ◆障害者週間に合わせたパネル展の開催や広報あおもり、市ホームページへの掲載などによる広報活動の展開、小・中学生を対象とした「福祉読本」の配付を通じ、ノーマライゼーション理念の普及啓発に努めます。

(4) 主権者教育の推進

《主権者教育の推進》

- ◆公職選挙法の改正により、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことを踏まえ、義務教育段階においても、子どもたちの発達段階に応じ、社会科の授業において、話し合いを通してより良い集団や社会づくりについて考え、判断する授業を進めます。
- ◆また、模擬投票などを取り入れた出前講座を通じ、選挙制度に対する子どもたちの理解を促進します。

※ ノーマライゼーション：障がいや病気のある人もない人もともに住み慣れた社会の中で普通の生活が送られるような条件を整え、ともに生きる社会こそ普通（ノーマル）な社会であるという考え方のこと。

4 学校・家庭・地域の連携による地域の教育力の向上

現状と課題

《学校・家庭・地域の連携》

- いじめ、暴力行為、不登校などといった学校における様々な課題や教職員の多忙化などにより、学校の教職員だけでは義務教育段階におけるすべての課題を解決することは難しくなっている状況にあり、家庭や地域と連携した対応が必要となっています。
- このことから、学校・家庭・地域における連携の下、良質できめ細かな学校教育を行うため、保護者や地域住民の力を学校運営に生かす仕組みや地域住民の参画により子どもたちの学びを支援する体制づくりを進めるとともに、家庭における親子の育ちを支援する家庭教育支援の取組が求められています。



主な取組

(1) 家庭教育の充実

《家庭教育を支援する情報提供》

- ◆子どもの発達段階に応じた情報提供など、家庭教育支援を充実させるとともに、これから父親になるかたを対象に、親になる責任を受け止め、心の準備をする機会となるよう、妊娠期から3歳までの子どもの状態やその時期に合わせた父親ならではの子どもとの遊びなどを紹介する「父親手帳」の配布を継続するなど、子どもの育成や指導の参考となる取組を推進します。

《豊かなつながりの中での家庭教育支援》

- ◆各地域における親同士、親と地域のつながりなど、学校・家庭・地域の様々な人の豊かなつながりの中での家庭教育支援のため、子育てサポートセンター[※]を拠点とした地域の取組の支援の充実や魅力ある学習機会を提供します。

《子育て支援者の活用促進》

- ◆地域において様々な子育て支援活動を行うボランティア組織「子育て応援隊」や子どもに関するNPOなど市民活動団体のPRに努めるとともに、研修などを通じた人材の資質向上を図りながら、活用を促進します。

《子育てサークルの育成・支援》

- ◆地域子育て支援センターやアコール（働く女性の家）において活動する子育てサークルの育成を通じて、親子同士が気軽に交流し、子育てについて学び合い、子育ての喜びを分かち合う仲間づくりを推進します。

※ 子育てサポートセンター：学習機会の提供、相談対応、情報提供など家庭教育支援活動を円滑に行うための拠点施設（勤労青少年ホーム（サンピア）に設置）。

《家庭などにおける食育の推進》

- ◆家庭は、子どもにとって望ましい食習慣の形成を図る上で重要な役割を担っていることから、様々な学習機会や各種イベントなどを活用しながら親子料理教室などの子ども参加型の体験活動を通して、食に関する理解を深めることのできる機会づくりを推進します。

(2) 地域の教育力の向上

《地域の教育力の向上》

- ◆社会全体での子どもたちの学びの支援のため、地域による学校支援体制の構築をはじめ、地域学校協働活動推進員[※]の育成と地域ボランティアの発掘、学校支援活動への企業などの活用に取り組みます。
- ◆地域とともにある学校づくりのため、地域の力を学校運営に活かす取組の推進や地域への学校開放に取り組みます。



※ 地域学校協働活動推進員：ボランティアに実際に活動を行ってもらうために、学校とボランティア、あるいはボランティア間の連絡調整を行ったり、学校がどんな支援を求めているかを把握したり、ボランティアの募集を行ったりと、地域学校協働本部の実質的な運営を担う人物のこと。

5 子どもの活動機会の充実

現状と課題

《地域における交流機会》

- 共働き世帯の増加や核家族化、地域コミュニティの希薄化などを背景に、異年齢の子どもや高齢者と接する機会が減少していることから、異年齢の子どもや高齢者と継続的に交流する機会づくりが求められているほか、地域におけるボランティア活動などを通じて、将来を担う子どもたちの地域福祉の精神を醸成していく必要があります。

《子どもの体験活動》

- 少子化が進行する中で、子どもの生活体験や体験活動が不足していることから、児童生徒の心を育む指導や体験活動の充実が求められています。
- グローバル化や情報化の進展などにより、子どもや若者が変化する社会を生き抜くためには、幅広い知識・教養と柔軟な思考力に基づいて、自ら新しい価値を創造したり、他者と協働したりする能力が求められています。
- このことから、子どもの健全な成長を支えるため、様々な体験活動などの充実とともに、豊かな語学力やコミュニケーション能力を持ったグローバル人材を育成する必要があります。

《子どもの居場所》

- 身近な地域における「子どもの居場所」としては、児童館・児童室・児童センター・福祉館のほか、放課後児童会・都市公園・児童遊園などがあります。少子化の進行や核家族化、地域コミュニティの希薄化などにより、地域の見守り機能の低下が懸念されている中で、身近な地域における「子どもの居場所」づくりを進めていく必要があります。

- 児童館や福祉館の施設の老朽化の具合により、修繕を行うなど対応していますが、今後も安全で快適な環境を確保していく必要があります。
- 「放課後児童会」と「放課後子ども教室」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子ども総合プラン」が国から示され、本市においても、同プランに基づき、設置を希望するすべての小学校区へ「放課後児童会」と「放課後子ども教室」を整備し、相互に連携を図りながら実施することとしています。

《高校生の活動機会》

- 「青森市子ども会議」への参加をはじめ、高校生が主体となった地域活性化団体によるまちづくり事業などの活動が行われています。若い世代の力を地域に活かしていくため、今後も高校生の活動機会を促進していく必要があります。

《子どもの読書活動》

- 子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけるためには、乳幼児期から成長に応じて本に触れ、読書の楽しさを体験する必要があります。
- このため市民図書館や市民センターなどでは、おはなし会を開催するなどして子どもが本に触れる機会の提供に努めていますが、地域によっては十分な機会を設けられていないところもあります。
- また、全国的に小学生から中・高校生へと学齢が上がるにつれて、読書離れが進む傾向が認められており、本市においても同様の傾向がうかがえます。
- このことから、市民図書館、学校、家庭、地域それぞれの場において、子どもが読書に親しむ機会と子どもの読書を支える環境を充実させる必要があります。
- 子どもの読書活動の輪を広げていくため、読書に関わる人々が一層連携・交流しながら活動するとともに、子どもの読書の重要性や様々な読書活動の機会を広く周知するなど、広報活動に取り組む必要があります。

主な取組

(1) 思いやりの心の醸成

《交流活動の促進による思いやりの心の醸成》

- ◆思いやりの心を醸成していくため、児童館における親子・異年齢児・世代間のふれあいを大切にした交流事業、地域における身近な活動拠点のひとつである市民センターの事業などにおいて、世代間交流が図られるよう配慮するなど、子どもから高齢者まで多世代にわたり、地域が一体となった交流機会の確保に努めます。

《ボランティア活動の推進》

- ◆子どもが、交流活動やボランティア活動を通じ、自主性や思いやりの心を育むとともに、地域福祉の精神を養うことができるよう、青森市社会福祉協議会との連携による中学校などのボランティア推進校の指定を促進するほか、同協議会が実施する「体験ボランティア」や地域が実施するボランティア活動などへの参加を積極的に呼びかけるなど、学校・家庭・地域が連携を深め、子どもが参加できるボランティア活動を推進します。

(2) 子どもの体験活動の充実

《子どもの体験活動の充実》

- ◆学校における体験活動の充実のため、自然体験活動や科学的な体験活動、ボランティア体験活動の充実に向けた各学校への働きかけや理数教科における体験的な授業を実施します。
- ◆学校における伝統・文化に触れる機会の充実を図るため、伝統・文化に関する体験活動の充実に向けた各学校への働きかけや版画による授業の実施、各学校に対する体験型プログラムの周知に取り組みます。

- ◆子どもの体験活動の充実のため、学校教育活動における宿泊型の自然体験活動の実施や外国語指導助手を活用した外国語指導など、国際的な交流の実施、ものづくり・科学体験講座の開催などのほか、青森市子ども会育成連絡協議会に対する支援に取り組みます。

《青少年の自立と社会参加に向けた支援》

- ◆自主的かつ積極的に何事にもチャレンジする機運の醸成や、地域活動や社会活動に関する情報提供により、青少年の主体的な活動を支援します。

《子どものスポーツ・レクリエーション活動の促進》

- ◆子どもがスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりに取り組みます。

(3) 子どもの居場所づくり

《子どもの居場所づくりの推進》

- ◆児童館、学校施設、市民センター、公民館、福祉館、認定こども園・幼稚園・保育所などを効果的に活用し、子どもの居場所づくりを推進します。
- ◆子どもの居場所づくりの推進に当たっては、他市の事例を参考にするとともに、子どもたちが自分の手で居場所をつくりあげていくことも視野に入れながら、子どもにとって居心地のいい居場所のあり方について検討します。
- ◆中心市街地における商業関係者や民間企業などとの連携を図り、中心商店街における子育て親子が気軽に集い、交流できる場として設置したつどいの広場「さんぽぽ」を活用し、中・高校生とのふれあいの体験の機会を設け、異世代との多様な交流を通し、子どもの自主的・主体的な活動を展開していきます。

《子どもの遊び場としての活用》

- ◆あおもり親子はぐくみプラザ、地域子育て支援センター、つどいの広場「さんぽぽ」は、子育て中の親子が自由に集い、利用者同士で子育て相談などの情報交換を楽しむ場であるとともに、子どもの遊び場としての機能も有していることから、引き続き周知に努め、利用を促進します。

- ◆市民センター、公民館、児童館・福祉館などの公共施設や民間商業施設にある遊び場などに関する情報をわかりやすく提供します。
- ◆市全域が特別豪雪地帯に指定されている本市にとって、雪は貴重な地域資源であることから、冬を楽しむイベントの開催やウィンタースポーツの活性化を推進するほか、冬期間に子どもたちが安全に遊ぶことができる環境について検討します。

《放課後子ども総合プランの推進》

- ◆すべての児童の放課後などにおける安全・安心な居場所を確保するため、「放課後子ども総合プラン」に基づき、小学校の余裕教室などを有効活用し、設置を希望するすべての小学校区への「放課後児童会」と「放課後子ども教室」の整備を目指します。
- ◆同プランの実施に当たっては、市長部局と教育委員会が相互に連携し、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動などの機会を提供するとともに、利用者のニーズに応じた開設時間や活動内容の充実、効果的な情報発信などに取り組みます。

(4) 子どもの自主的な活動の促進

《子ども自身によるネットワークづくり》

- ◆子ども自身が自らのことを考え、自ら自立・交流・創造の機会を創出できるよう、子ども自身によるネットワークづくりについて検討します。
- ◆子ども会や各種少年団、ボーイスカウトなどの子どもが参加する団体への支援を図ります。

《子どもの活動に対する支援》

- ◆子どもを対象とした相談専門機関の周知を図るとともに、年齢の近い高校生・大学生などを含む地域の人材を活用した、子ども自身への相談体制を検討します。
- ◆子ども自身や子どもの活動を支援する指導者、ボランティアの育成、確保に努めます。

《高校生の活動機会の促進》

- ◆「青森市子ども会議」の活動における高校生委員の自主性やリーダーシップをさらに高めるとともに、「青森市子ども会議」以外の高校生の自主的な活動の促進について検討します。

(5) 子どもの読書活動の推進

《家庭や地域などにおける子どもの読書活動の推進》

- ◆家庭・地域においては、児童館や放課後児童会、市民センターなどの子どもにとって身近な場所において、おはなし会や読み聞かせなどを実施します。
また、地域のかたがたとの協力や読書活動ボランティアとの連携による読書機会の充実を図るとともに、市民図書館の特別貸出や移動図書館の定期的な巡回により読書活動を支援します。
- ◆4 か月児健康診査やマタニティセミナーにおける絵本の読み聞かせやあおもり親子はぐくみプラザにおける「おはなし広場」、地域子育て支援センターにおける読み聞かせなどを通じ、家庭において親子が本に触れる機会を提供します。
- ◆学校においては、「全校一斉読書」、「学校図書館読書感想文コンクール」などを通じて学校生活の中で本に親しむ機会を提供するとともに、これら学校での読書活動について、移動図書館訪問や図書館司書の派遣、さらには、読書活動ボランティアとの連携による支援を図ります。
また、特別支援学校への訪問おはなし会などを実施するとともに、認定こども園・幼稚園・保育所などに対し、情報提供・働きかけなどを行います。
- ◆市民図書館においては、乳幼児から中・高校生までの子どもの年齢層に応じた読書への誘い・きっかけづくりを行うとともに、障がい者用資料充実のための関係機関などとの連携を図ります。



《子どもの読書活動を進めるための読書環境の整備・充実》

- ◆家庭・地域においては、ブックリストや児童ライブラリーの広報紙などを通じて家庭における読書活動の重要性を啓発するほか、あおもり親子はぐくみプラザなどでの絵本に触れる環境づくりや市民センターなどへの定期的な図書館司書の派遣により環境整備を行います。
また、市民図書館の貸出文庫や移動図書館訪問による読書環境の充実支援のほか、地域での読書活動を支えるための市民センターなどと学校、読書活動ボランティアとの連携を図ります。
- ◆学校においては、学校図書館の蔵書の整備・充実を図るとともに、蔵書情報のデータベース化と情報共有を進めるほか、読書活動ボランティアや図書館司書の協力のもと、学校図書館の充実を図ります。
また、認定こども園・幼稚園・保育所などについては、市民図書館の貸出文庫や特別貸出による支援とともに、読み聞かせ講習会などの研修機会を提供します。
- ◆市民図書館においては、乳幼児や小学生向けの児童書及び中・高校生向けのヤングアダルト資料の整備・充実を図り、子どもの読書を後押しする空間づくりを行うほか、デージー図書[※]の整備など障がいのある子どもへの支援の充実を図るとともに、専門職員（司書）の充実と職員のスキルアップに取り組みます。

《子どもの読書活動を進めるための連携・交流と広報活動の推進》

- ◆学校、公共図書館、地域を結ぶ読書懇話会の開催などネットワークづくりを行うほか、読書活動を支えるボランティアの育成・支援を行うとともに、関係機関との連携・協力に向けたコーディネートを行います。
また、「子ども読書の日」など各種記念行事を通じた啓発や児童ライブラリーの広報紙、市民図書館ホームページなどを用いた読書活動に関する情報発信を行うとともに、対象年齢に応じた各種ブックリストによる図書の紹介を行います。

※ デージー図書：視覚障がい者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書。
学習障がいなどのある人にとって有効とされている。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
教育活動及び教育環境に対する満足度 学校評価実施報告書（保護者に対するアンケート）の評価点数	3.2 点 （平成 28 年度）	3.3 点 （令和 5 年度）
学校図書館の蔵書率 市内小・中学校の図書館に配備されている図書の蔵書割合	小学校:104.5% 中学校:117.4% （平成 29 年度）	小学校:109.0% 中学校:128.0% （令和 5 年度）
学校支援ボランティア数 市内小・中学校で学校支援ボランティア活動をしている保護者・地域住民の人数	2,668 人 （平成 26 年度）	2,891 人 （令和 5 年度）
思春期健康教室参加者数 思春期の心と身体、命の尊さなどについて知識を身につけるための催しへの参加者数	7,067 人 （平成 29 年度）	7,067 人 （令和 5 年度）
児童館利用者数 子どもの活動機会の充実のため、様々な活動を行っている児童館の利用者数	214,482 人 （平成 29 年度）	214,482 人 （令和 5 年度）



第4章

特に支援が必要な子どもや家庭への支援

1 障がいのある子どもなどへの支援の充実

現状と課題

《障がいのある子どもなどへの支援》

- 心身ともに健康で将来にわたって生き生きと安心して暮らすことができるよう、乳幼児から中高年齢まで継続的に、障がいの原因となりうる疾病などの予防及び早期治療や障がいの早期発見の推進を図る必要があります。
- 「青森市障がい者総合プラン」の策定に当たって実施したアンケートでは、障害福祉施策で改善や拡充をしてほしいと思うことについては、「経済的負担の軽減」が3割程度で最も高く、次いで「相談支援体制」が2割程度となっています。
- 障がいのある子どもや家族が、自己選択・自己決定により、日常生活や社会生活を送ることができるように、福祉に関する必要な情報を提供するとともに、障がいのある子どもや家族の情報入手手段を確保する必要があります。
- 障がいのある子どもや家族が地域で安心して生活できるよう、そのニーズに応じた療育・教育の充実を図るため、保健、医療、福祉、教育など関係機関の連携をさらに強化する必要があります。
- 障がいのある子どもを持つ親は、子どもの就学について、相談先や準備する書類などの情報を必要としています。
- 障がいのある子どもについて、障がいの特性を踏まえ、療育や教育、就労などへの支援がつながっていくことが必要ですが、現在は、乳幼児期、学齢期、成人期（大人）まで、それぞれのライフステージごとに相談や支援を行う機関が変わり、一貫した支援が受けられない状況にあります。

- 障がいのある子どもや家族は、ライフステージに即した相談支援の充実や障がいの早期発見・早期療育を支援する体制を必要としています。
- 教育や学校生活で充実させるべき点について、友人との関係づくりや就労に向けた教育、教職員の障がいに対する理解の充実を望んでいる状況にあります。
- 放課後等デイサービスや児童発達支援を利用している障がいのある子どもは、年々増加傾向にあります。

《未熟児や小児慢性特定疾病の子どもへの支援》

- 入院を必要とする未熟児や小児慢性特定疾病にり患している子どもにかかる高額な治療費について、経済的負担を軽減するため、国と連携しながら引き続き支援を行っていく必要があります。

主な取組

(1) 障がいのある子どもなどへの支援の充実

《障がいの早期発見》

- ◆乳幼児健診や精神発達精密健康診査、保健師による訪問指導などを通じて、障がいの原因となりうる疾病などの予防及び早期治療や障がいの早期発見を推進します。

《各種手当の支給などによる経済的支援》

- ◆心身障がいのある子どもや難病の子どもへの福祉手当の支給のほか、重度の障がいのある子どもなどに対する各種手当の支給や医療費の助成を引き続き行います。

《情報提供体制の充実》

- ◆障がいのある子どもやその家族に対する情報提供として、広報あおもりや市ホームページへの掲載、各種福祉制度を紹介したガイドブックなどの作成・配布のほか、広報あおもり・あおもり市議会だよりの点字版の配布や、ガイドブック音声版の音声による情報提供など障がいの特性に配慮した情報提供に努めます。

《療育・教育・相談支援体制の充実》

- ◆障がいのある子どもや家族が地域で安心して生活できるよう、教育研修センターやあおもり親子はぐくみプラザ、地域子育て支援センター、認定こども園・幼稚園・保育所などにおいて子育て相談を行うほか、児童相談所や発達障害者支援センター、特別支援学校、保健、医療、福祉、教育など関係機関の連携を強化し、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた療育体制の充実を図ります。
- ◆障がいのあるかたやその家族のニーズに応じたきめ細かなサービスを提供することができるよう、相談支援事業所、サービス提供事業所、医療機関などの関係機関と連携し、地域において障がいのあるかたからの相談に対応するなどサービスの向上に努めます。

《ライフステージに応じた切れ目のない支援》

- ◆障がいの早期発見、早期療育を行うとともに、発達障がいや情緒障がいなど障がいのある子どもや家族のニーズを把握し、専門相談機関や学校、施設など、保健、医療、福祉、教育など関係機関の連携のもと、ライフステージに応じた日常生活上の支援、集団生活への適応訓練、保育や教育の実施、放課後などの居場所づくりなど、成長段階に応じた相談・支援により、生涯を通じた切れ目のない総合的なサービスの提供に努めます。
- ◆障がいのある子どもについて、保健、医療、福祉、教育、就労などの関係機関との連携によるライフステージに応じた障がい児相談支援の提供体制の整備・充実に努めます。

《障がい児保育の実施》

- ◆障がい児保育の実施に当たっては、集団保育が可能な障がいのある子どもを対象に、障がいのある子どもの特性などに十分配慮しながら保育を行うとともに、受け入れる認定こども園・幼稚園・保育所などに対する支援を継続します。

《放課後児童会などへの障がいのある子どもの受入れ》

- ◆対象となる子どもの状況やその家族のニーズを見極めながら、放課後児童会、放課後等デイサービス、日中一時支援事業など適切な受入れを行います。

《未熟児や小児慢性特定疾病にり患している子どもへの支援》

- ◆未熟児や小児慢性特定疾病にり患している子どもの健全な育成を支援するため、国と連携しながら経済的負担の軽減を継続するほか、小児慢性特定疾病の治療研究を推進し、医療の確立と普及を図ります。

2 ひとり親家庭などへの支援の充実

現状と課題

《ひとり親家庭などへの支援》

- 子育てと生計の担い手という二重の役割を1人で担っているひとり親家庭では、収入、子どもの養育などで様々な困難に直面しており、その自立に向けて、総合的に支援していく必要があります。
- 特に、母子家庭においては、非正規雇用の割合が高く、就労収入が低いことから、「就業支援」の充実を図る必要があります。また、父子家庭においては、子育てや家事を支援していく必要があります。
- また、青森市ひとり親家庭等就業・自立支援センターでの相談の内容が養育費や面会交流など多様化するとともに、専門性が求められることから、「母子・父子自立支援員」のスキルアップなどを図る必要があります。
- 支援を必要とするひとり親家庭などに公的制度が知られておらず、十分活用されているとはいえないことから、各種支援のプラットフォーム[※]となる相談体制の強化・充実や支援事業の周知方法及び利用促進のための取組について検討する必要があります。

《母子生活支援施設》

- 母子家庭の自立を促進する母子生活支援施設「すみれ寮」については、施設機能の充実を図るため改築工事を実施し、平成26年5月に供用を開始しました。また、平成28年度より指定管理者制度を導入し、民間事業者の持つノウハウを活用し、効果的・効率的な施設運営を図っています。今後においても、本市と指定管理者が関係機関と連携し、様々な事情を抱える入所者へのきめ細かい支援を行っていく必要があります。

※ プラットフォーム：基盤、物事の基礎となる土台。

主な取組

(1) ひとり親家庭などへの支援の充実

《情報提供・相談体制の強化》

- ◆ひとり親家庭などの自立に向けて、就業や子育て、養育費など幅広い分野にわたる相談に適切に対応できるよう体制を充実させるとともに、関係機関、関係団体などと連携して様々な支援事業の情報を的確に周知するなど、支援事業の利用促進を図ります。
- ◆ひとり親家庭の相談に応じ、自立に向けた情報提供などを行う「母子・父子自立支援員」のスキルアップを図るとともに、支援内容の充実を図ります。

《就業支援の充実》

- ◆ひとり親家庭などが経済的に自立した生活を送ることができるよう、正規雇用や所得向上などにつながる資格や技術の習得のための講習会の実施など、関係機関、関係団体などと連携し、就業支援を行います。
- ◆ひとり親家庭などの自立と生活の安定・向上を図るため、就職や転職に向けた可能性を広げることができるよう、ひとり親家庭などの親と子どもの学び直しを支援します。

《経済的支援の推進》

- ◆ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進のため、引き続き児童扶養手当の支給や福祉資金貸付を実施し、経済的支援を行います。
- ◆家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが、能力・可能性を最大限伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう、学習の支援だけでなく、日常的な生活の支援や、仲間との出会いや活動ができる居場所づくりなどにつながる支援を行います。

(2) すみれ寮における支援の充実

《すみれ寮における支援の充実》

- ◆母子生活支援施設「すみれ寮」の入所者に対する自立促進のため、指定管理者との連携を密にし、入所者が相談しやすい環境を整備するなど、支援の充実を図ります。
- ◆県女性相談所と連携し、必要に応じてDV被害者及びその子どもを一時保護します。



3 児童虐待防止に向けた支援の充実

現状と課題

《本市における児童虐待への対応》

- 本市における児童虐待相談件数は、平成28年度が107件、平成29年度が111件、平成30年度が115件、令和元年度が98件となっており、概ね横ばいで推移しています。
- 本市では、児童相談所などの関係機関で構成する「青森市要保護児童対策地域協議会」を設置し、地域と行政、医療、福祉、教育などの関係機関と連携した多様な虐待ケースに対応できる体制を構築しています。
- 本市では、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的とした相談機能強化のため、児童虐待に関して専門的な知識を有する「児童虐待相談員」を配置し、児童虐待に関する相談対応、調査、状況確認、関係機関との連絡調整などの業務を行っています。

主な取組

(1) 児童虐待防止に向けた支援の充実

《発生予防》

- ◆子どもの発達や子育ての不安から児童虐待が発生することを防ぐため、あおもり親子はぐくみプラザや地域子育て支援センターなどにおける情報提供、育児・発達・保健相談を充実します。
- ◆また、保健師による、4か月児健康診査をはじめとする各種健康診査におけるきめ細かな保健指導や健康相談、妊産婦・新生児・未熟児・養育支援が必要な乳幼児への家庭訪問などのほか、保育士による、子育てに不安やストレスを抱えている家庭への訪問支援などを実施し、児童虐待の発生予防に努めます。
- ◆さらに、子育て中の親が、自分の住む地域において子育てに関する相談が気軽にできるよう、各地域の身近な相談役である民生委員・児童委員、主任児童委員の周知に努めます。

《早期発見・早期対応、子どもの保護・支援や保護者の支援》

- ◆児童虐待の早期発見・早期対応のため、子どもの発育や養育状況を把握する必要があることから、健康診査未受診児のいる家庭への家庭訪問を引き続き実施します。
- ◆児童虐待に関するあらゆる相談に対し、児童虐待に関する専門的な知識を有する児童虐待相談員による相談対応及び状況確認などを実施します。
- ◆虐待に関する通報や情報提供があった際には、児童相談所と情報を共有するとともに、「青森市要保護児童対策地域協議会」のネットワークを活用し、子どもの安全確認及び情報収集を実施します。

- ◆学校や認定こども園・幼稚園・保育所などの関係機関と情報を共有しながら、地域における見守りなどを行うとともに、保健師や保育士が虐待のケース世帯を定期的に訪問し、世帯の状況把握に努め、育児に関する相談・助言などを実施します。
- ◆立入調査や一時保護、施設入所などの措置が必要な子どもに対し、児童相談所と連携して対応するとともに、施設退所後の安定した生活のための環境整備などの支援（アフターケア）を行います。

児童相談所共通番号3桁化周知ポスター（平成27年 厚生労働省）

4 子どもの貧困対策の推進

現状と課題

《子どもの貧困対策》

- わが国の「子どもの貧困率[※]」は、近年上昇傾向にあり、平成24年の調査では16.3%、およそ6人に1人の子どもが相対的貧困の状態にあるとされました。
- このことを受け、国において、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定、平成26年8月には、同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、すべての子どもたちが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、重点施策として、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」を掲げ、切れ目のない施策を進めてきました。
- また、令和元年6月には同法の施行5年後の見直しが行われ、令和元年11月には、新たに「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、現在から将来にわたり、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指すとともに、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施することを目的に、重点施策として「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」を掲げ、施策を推進していくこととしています。
- さらに、この法改正により、「市町村における子どもの貧困対策についての計画」の策定が努力義務とされ、その策定に当たっては、国が新たに策定した「子供の貧困対策に関する大綱」及び都道府県子どもの貧困対策推進計画を勘案し定めることとされました。(本市では、青森市子ども総合プランを子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村における子どもの貧困対策についての計画」として位置付けます。)
- 県においても、国の大綱に示された重点施策を柱として、具体的な施策を展開することとし、平成28年3月に「青森県子どもの貧困対策推進計画」を策定しており、令和2年度には同計画の見直しを行うこととしています。

※ 子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める、貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子どもの割合。

○本市における子どもの貧困に関する指標は、次の表のとおりとなっています。

番号	子どもの貧困に関する指標	令和元年度	分類
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率	95.0%	教育の支援
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校中退率	2.8%	
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	45.9%	
4	生活保護世帯に属する子どもの就職率（中学校卒業後）	0.0%	
5	生活保護世帯に属する子どもの就職率（高等学校卒業後）	43.2%	
6	児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）	100.0%	
7	児童養護施設の子どもの就職率（中学校卒業後）	0.0%	
8	児童養護施設の子どもの進学率（高等学校卒業後）	28.6%	
9	児童養護施設の子どもの就職率（高等学校卒業後）	71.4%	
10	ひとり親世帯の子どもの就園率（保育所・幼稚園・認定こども園）	母子世帯 66.1% 父子世帯 64.7%	
11	スクールソーシャルワーカーの配置人数	1人	
12	スクールカウンセラーの配置率（小学校）	100.0%	
13	スクールカウンセラーの配置率（中学校）	100.0%	
14	就学援助制度に関する周知状況・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している学校数（小6・中3を除く）	小・中学校計 62/62校	
15	就学援助制度に関する周知状況・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している学校数	小・中学校計 62/62校	
16	青森市奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合	100.0%	
17	母子父子寡婦福祉資金修学資金貸与基準を満たす希望者のうち、資金貸与を認められた者の割合	母子世帯 100.0% 父子世帯 100.0% 寡婦世帯 100.0%	
18	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業周知度（母子世帯・父子世帯）	母子世帯 79.2% 父子世帯 73.5%	生活の支援 （就労の支援）
19	ひとり親世帯の親の就業率（母子世帯）	89.2%	就労の支援
20	ひとり親世帯の親の就業率（父子世帯）	92.5%	
21	ひとり親世帯の親のうち正社員の割合（母子世帯）	46.8%	
22	ひとり親世帯の親のうち正社員の割合（父子世帯）	76.2%	
23	母子父子寡婦福祉資金周知度（母子世帯・父子世帯）	母子世帯 62.7% 父子世帯 67.2%	経済的支援

※子どもの貧困に関する各指標については、本プランに掲げた施策を推進することにより、各指標が改善されることを目指します。

○子どもの貧困対策の推進に当たっては、第一に子どもに視点を置き、その生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に即して切れ目なく必要な取組が実施されるよう配慮する必要があります。

主な取組

(1) 子どもの貧困対策の推進

《教育の支援》

- ◆家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが、能力・可能性を最大限伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう、学習の支援だけでなく、日常的な生活支援や、仲間との出会いや活動ができる居場所づくりなどにつながる支援を行います。
- ◆経済的・地理的に課題を抱えている子どもに対する支援のため、引き続き、就学援助制度による学用品費などの支給や遠距離通学の児童生徒に対するスクールバスの運行などに取り組みます。(再掲)
- ◆経済的な理由により進学が困難な者に対する就学機会の充実のため、様々な奨学金の受給を支援します。(再掲)
- ◆保護者負担の軽減のため、引き続き、教科用副読本の無償給与をはじめ、特別支援教育就学奨励費の支給や校外学習に係る保護者の負担軽減に取り組みます。(再掲)

《生活の安定に資するための支援》

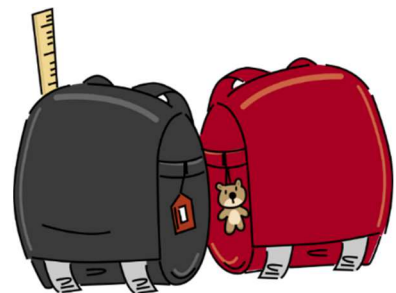
- ◆子どもを持ち複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談などの支援を行います。
- ◆専門的・継続的な生活指導などの支援を必要としている母子家庭の母などに対し、母子生活支援施設「すみれ寮」を活用しながら生活を支援します。
- ◆母子生活支援施設「すみれ寮」の入所者に対する自立促進のため、指定管理者との連携を密にし、入所者が相談しやすい環境を整備するなど、支援の充実を図ります。(再掲)

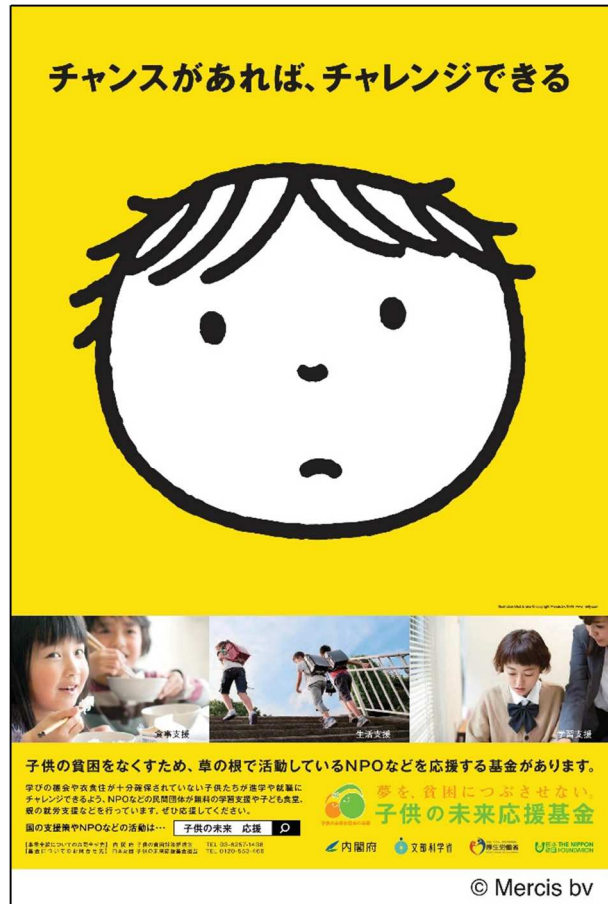
《保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援》

- ◆ひとり親家庭が経済的に自立した生活を送ることができるよう、正規雇用や所得向上などにつながる資格や技術の習得のための講習会の実施など、関係機関、関係団体などと連携し、就業支援を行います。
- ◆ひとり親家庭の自立と生活の安定・向上を図るため、就職や転職に向けた可能性を広げることができるよう、ひとり親家庭の親の学び直しを支援します。
- ◆「青森市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認定こども園・幼稚園・保育所などにおける教育・保育や延長保育事業、一時預かり事業、病児一時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業などの地域子ども・子育て支援事業について、利用希望の量の見込みに応じた提供体制を確保するとともに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施します。（再掲）

《経済的支援》

- ◆児童扶養手当の支給や母子父子福祉資金の貸付をはじめ、就学援助や各種奨学金制度の利用を促進するなど、引き続き経済的な支援を行います。
- ◆子育ての経済的負担を軽減するため、認定こども園・幼稚園・保育所などの保育料軽減対策を継続するほか、国の制度に基づく各種手当などを適切に支給します。（再掲）
- ◆低所得で生活が困難な保護者に対し、保育料以外に支払う日用品や文房具などの購入に要する費用や行事に参加する費用などの軽減を図ります。（再掲）





子供の未来応援国民運動ポスター（内閣府）

5 様々な環境にある子どもや家庭への支援

現状と課題

《様々な環境にある子どもの状況》

- 社会的養護が必要な子どもや、ひきこもり、さらには性的マイノリティの子どもなど、様々な環境にある子どもたちに対して、適切な支援を行う必要があります。

主な取組

(1) 様々な環境にある子どもや家庭への支援

《社会的養護を必要とする子どもへの支援》

- ◆県が実施する社会的養護により育った子どもの地域生活を支援する体制整備に協力するとともに、里親制度の周知や理解促進を図ります。

《性的マイノリティへの配慮》

- ◆性的マイノリティについて相談に応じるとともに、人権の尊重と多様性について市民の理解を促進します。

《その他様々な事情により育児が困難な保護者とその子どもへの支援》

- ◆アルコールやギャンブル、薬物への依存、また様々な疾病などにより育児が困難な保護者とその子どもについて、関係機関との連携により個別の事情に応じた支援を図ります。

《子ども・若者の社会的自立の促進》

- ◆ひきこもりなど困難を有する子ども・若者の育成支援の充実を図るため、教育、福祉、保健、医療、雇用などさまざまな分野の機関で構成する「青森市子ども・若者支援地域協議会」や青森県が設置した「ひきこもり地域支援センター」などと連携を図るとともに、相談会や講演会の開催など、ひきこもり当事者やその家族への支援と理解を深めるための取組を実施します。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
障害児等療育支援事業利用件数 療育支援事業による相談・支援件数	370 件 (平成 29 年度)	370 件 (令和 5 年度)
母子・父子自立支援員による相談件数 母子・父子自立支援員による母子・父子家庭及び寡婦の 身上相談件数	1,729 件 (平成 26 年度)	2,087 件 (令和 5 年度)
児童虐待に関する件数 市で対応した児童虐待に関する相談件数	111 件 (平成 29 年度)	111 件 (令和 5 年度)
学習支援参加者数 子どもの居場所づくり・学習応援事業に参加した 子どもの数	17 人 (平成 28 年度)	40 人 (令和 5 年度)

第5章

子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

1 子どもが安全安心の確保

現状と課題

《交通安全対策》

- 現代の車社会においては、子どもの交通事故として「自動車同乗中」、飛び出しなどによる「歩行中」、安全不確認による「自転車乗車中」などといった交通事故が、依然として発生している状況にあることから、学校・地域との連携のもと、交通安全指導の徹底や子どもと大人双方の交通ルール遵守とマナーの向上を図り、子どもの交通事故の未然防止に努めていく必要があります。
- 子どもの交通安全意識を高め、交通事故を未然に防止するため、今後も、子どもに対する交通安全教育を積極的に実施する必要があります。
- 市内では、通学区域において、交通安全誘導ボランティアが登下校時の交通安全指導を実施している小学校もありますが、交通安全意識の啓発を図っていくためには、警察署や交通安全協会などの各関係機関・団体と連携し、このような取組を支援していく必要があります。
- 交通安全意識の啓発に当たり、各関係団体の構成員の高齢化や担い手不足が課題となっていることから、今後は、地域などと連携を図り、新たな人材を確保しながら交通安全活動への取組を進めていく必要があります。

《犯罪被害や有害情報から守る活動》

- 刑法犯の認知件数は年々減少傾向にありますが、子どもが事件に巻き込まれるなどの不安感が高まっています。子どもを犯罪被害から守るためには、地域、行政、関係団体などが連携し、地域における子どもの見守り機能を強化していくなどの対策を進める必要があります。

- 特に、帰宅途中の子どもたちを対象とした不審者・変質者による行為など、子どもが被害にあうケースが毎年発生しており、とりわけ犯罪の発生しやすい空き家・空き地の点検や情報提供など、地域、行政、関係団体などが連携して学校を支援していく必要があります。
- インターネット上の有害情報の氾濫など、子どもだけでは、防ぐことが難しい問題があることから、子どもたちの豊かな心を育むため、引き続き、有害情報から子どもたちの身を守る取組が求められています。

《道路交通環境》

- 道路は、市民の重要な生活基盤施設であることから、安全で快適な歩行空間の整備を行う必要があります。子どもはもちろんのこと、妊産婦や乳幼児連れのかたなどすべての人が、いつでも安全・安心・快適に移動できるよう、道路の段差解消などのバリアフリー化を推進する必要があります。
- 本市をはじめとする雪国では、積雪によって歩道幅員の減少や凍結による転倒など、冬期特有の障害（バリア）が存在します。この冬期バリアを解消することで、安全で快適な歩行者空間の確保を図るとともに、防犯灯や道路照明灯などの整備による夜間でも明るく安全な道路環境を整備するなど、年間を通じて安全で快適な道路環境を確保することが求められています。

《災害に対する備え》

- 災害発生時に、子どもたちが自らの安全を確保できるようにするためには、学校、認定こども園・幼稚園・保育所などにおいて、子どもたちの発達段階や地域の実情を考慮した安全教育（防災教育）の充実を図る必要があります。
- 災害時における子どもたちの助け合いの精神、集団生活への適応など、日頃から防災に関する子どもたちの意識の涵養などを行う必要があります。
- 災害発生時に子どもたちやその家族が避難した場合にあっても、安全で安心して過ごすことができる避難所の環境を整備する必要があります。
- 災害の発生に備えて、家庭や地域、学校、認定こども園・幼稚園・保育所などの関係機関が連携し、子どもたちの安全管理体制を確立していく必要があります。

主な取組

(1) 交通安全の確保

《交通事故の未然防止》

- ◆各関係機関・団体と連携し、四季の交通安全運動や市民交通安全行動の日などにおいて交通安全に対する意識啓発を行うなど、市民一体となった交通安全活動を推進し、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図ります。
- ◆通学路については、平成 27 年 3 月に策定した「青森市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携した合同点検及び対策の実施により年間を通じての安全確保に取り組みます。特に積雪時には、通学路の安全確保に向けた対策を強化するとともに、除雪協力会が組織された小学校に、小型除雪機を貸与します。
- ◆自動車に乗車中の乳幼児の死傷事故を防ぐため、保護者に対するチャイルドシート着用の啓発を図ります。
- ◆登下校時の安全確保に当たる交通安全誘導ボランティアの高齢化に対応するため、新たな人材の確保を図ります。
- ◆子どもの通行の安全を確保するため、自転車放置禁止区域内における指導及び自転車の撤去を行うとともに、違法駐車防止のための啓発を実施します。

《交通安全教育の実施》

- ◆子どもの交通安全に対する意識の醸成を図るため、心身の発達段階や地域の実情に応じて、交通安全教育指導員による交通安全教育や交通安全教室を実施するほか、新入学児童に対する交通安全意識の啓発、小学校における登下校時の交通安全指導の推進など、学校・家庭・地域・関係機関・団体などと連携を図りながら、交通安全教育を推進します。



(2) 犯罪被害から守る活動の促進

《防犯教室の開催など》

- ◆小学校における防犯教室及び中学校における薬物乱用防止教室を開催するとともに、指導者の資質向上を図るため、学校の教員を対象とした防犯や応急処置などの研修を実施します。
- ◆子どもが犯罪にあったときなどの緊急避難場所である「子ども110番の家」、「子ども110番の店」など、防犯ボランティアの活動を推進します。

(3) 有害情報や非行から守る取組の充実

《子どもを有害情報や非行から守る取組の実施》

- ◆子どもを有害情報から守るため、インターネット上の有害情報把握のためのネットパトロールや学校及び家庭における情報モラルに関する指導の支援、インターネットのフィルタリング^{※1}とペアレンタル・コントロール^{※2}の普及・啓発に取り組みます。
- ◆子どもを非行から守るため、少年指導委員などによる巡回・街頭指導、有害図書などの見回り活動に取り組みます。



※1 フィルタリング：インターネット上のウェブサイトなどを一定の基準に基づき選別し、子どもが有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービス。

※2 ペアレンタル・コントロール：DVD やインターネット、携帯電話などの電子メディアにおいて、性的表現や暴力的表現など、子どもに悪影響を及ぼす可能性のあるサービスやコンテンツに対して、親が視聴・利用・時間制限をかけること。また、そのための装置やソフトウェアの機能。

(4) 安全な道路交通環境の整備

《安全で快適な歩行者空間の確保》

- ◆道路の危険箇所の把握に努め、道路段差解消や点字ブロックの設置など、歩行者空間の整備を推進します。

《危険な交差点の改良》

- ◆見通しの悪い危険な交差点では、交通診断を実施し、危険性が高いと判断された箇所については、道路反射鏡の設置や歩道の拡幅、隅切りの設置などにより、引き続き、より安全な交差点に改良します。

《冬期バリアフリーの推進》

- ◆冬期間の移動を円滑にし、快適な歩行者空間の拡大を図るため、引き続き、歩道融雪や流・融雪溝の整備を計画的に進めるとともに、除排雪を充実するなど、地域の実情に応じた安全、安心、快適な歩行者空間のネットワーク形成を推進します。

《冬期歩行者空間の確保》

- ◆冬期間における道路交通の確保及び市民生活の安定を図るため、引き続き、車道、歩道の除排雪を推進するとともに、PTA や学校関係者、地域住民の協力による通学路などの除雪を実施していきます。

《街灯の整備》

- ◆夜でも安全に安心して通行できる明るい道路環境の整備のため、引き続き、防犯灯や幹線道路などの道路照明灯の整備及び維持管理を実施していきます。

(5) 災害時における安全の確保

《災害時における子どもたちの自立の促進》

- ◆子どもたちが日頃から、災害時における危機をよく理解し、日常的な備えを行うとともに、災害発生時には的確な判断の下、自らの安全を確保するための行動がとれるよう、学校、認定こども園・幼稚園・保育所などにおいて、定期的な避難訓練の実施などにより、安全教育（防災教育）を充実します。
- ◆子どもたちの防災意識の涵養や災害時における助け合いの精神の向上を図るとともに、災害時の集団生活にも適応できるよう、集団での宿泊訓練の実施や地域で行われる防災講話・防災訓練に子どもたちが参加しやすい環境づくりを進めます。

《災害時においても安全で安心して過ごすことができる環境の整備》

- ◆大規模災害時においても子どもたちが安全で安心して過ごすことができるよう、「青森市地域防災計画」に基づき、引き続き避難所の整備及び避難所機能の確保を図るとともに、妊産婦や乳幼児など、避難所生活において何らかの特別な配慮を要するかたへの適切な対応ができるよう、避難所運営体制の整備を図ります。
- ◆近年、多様化が進む危機事案に的確に対応するため、災害時における関係団体などと連携を強化するとともに、地域の防災力を強化しながら、災害発生時の子どもの安全管理体制を構築します。



2 子育てを支援する生活環境の充実

現状と課題

《居住環境や公園・緑地》

- 本市の豊かな自然環境と共生し、雪に強く、また、子育て世帯などに配慮した住まいづくりの促進が求められています。
- 公園施設については、地域住民全員の利用を対象に整備された都市公園や市街地の一角に子どもの遊び場として整備された児童遊園・ちびっこ広場があるほか、青い森セントラルパークや月見野・浅虫温泉森林公園、合子沢記念公園があり、子どものみならず、市民の憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場、地域コミュニティの場として活用されています。
- 多くの公園施設については老朽化が進んでおり、計画的な改築・更新を行うとともに適正な施設管理を行っていく必要があります。
- 本市には、未だ公園空白地区が存在しており、これらの解消などを図る必要があります。
- 個性豊かな緑と花があふれるまちなみの形成に当たり、地域における自主的な緑化活動には温度差が見受けられることから、緑化活動のPRなどにより、自主的な緑化活動への動機付けなどを行う必要があります。
- 河川など水辺空間を、市民の憩いの場やレクリエーションの場として活用できるための取組を進めていく必要があります。

《子どもや妊産婦にやさしい生活環境》

- 妊産婦や子ども、子ども連れのかたも含め、すべての人が安心して外出でき、安全で快適な日常生活を送ることができるよう、人にやさしい環境の整備が求められています。
- 平成18年12月施行の「バリアフリー新法」や平成11年施行の「青森県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設などの新築や大規模改修においてバリアフリー化が進められてきました。
- 今後においても、公共施設のみならず民間施設などに対して、ベビーベッドやベビーチェア、ゆったりとした多目的トイレなど、安心して利用できる施設整備をするよう働きかけることが必要です。



主な取組

(1) 生活環境の整備

《良好な居住環境の整備》

- ◆市営住宅の整備に当たっては、引き続き、バリアフリー化などを推進し、子どもや妊産婦に配慮した居住環境の向上を図るとともに、就学前の子どもや障がいのある子どもがいる世帯などの市営住宅への入居に当たっては、関係法令に基づいた入居基準緩和を適切に行います。
- ◆住宅関連情報を容易に収集できるようにするため、引き続き、専門機関や住宅関連団体などとの協力体制の充実を図るとともに、住宅相談窓口や各種広報媒体を活用し、住宅関連の情報提供を図ります。
- ◆屋根雪処理の負担が少ない無落雪屋根方式などを採用した克雪住宅や既存建物の耐震診断及び耐震改修の普及・促進などにより、引き続き、雪を含む災害に強い住まいづくりを促進します。

《公園・緑地の整備・管理》

- ◆公園施設の老朽化に対する安全対策の強化を図るため、「青森市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な公園施設の改築・更新を進めるとともに、市民や市民団体などと連携を図りながら、公園施設の適正な管理体制の充実を進めます。
- ◆市民ニーズを踏まえながら、誰もが安全で快適に利用できる公園・緑地の充実を図るとともに、公園空白地区の解消などに向けた検討を進めます。

《河川など水辺空間の活用》

- ◆親水性のある河川整備・活用の推進を図り、河川愛護団体などの活動の支援や連携を行うことにより、市民が地域の身近な河川などの自然環境にふれあう機会を提供します。

《緑化の推進》

- ◆子どもが生き生きと成長し、豊かで潤いのある暮らしができるよう、引き続き、市民の緑化意識の啓発や、地域住民の自主的な緑化活動を支援するとともに、地域と行政の連携による緑化活動の推進を図ります。

《ちびっこ広場、児童遊園の整備・管理》

- ◆子どもが屋外で安全に楽しく遊ぶことができる環境づくりを進めるため、子どもの健康を増進し、自主性、社会性、創造性を高め、情操を豊かにすることなどを目的とした「ちびっこ広場」や「児童遊園」の適正な維持管理に努めます。

(2) 安心して外出できる環境の整備

《公共施設などのバリアフリー化の推進》

- ◆「青森市所有施設バリアフリー整備方針」に基づき、引き続き、整備優先順位や整備時期を判断し、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進めます。
- ◆妊産婦にやさしい地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保など、妊産婦に対する周囲の気遣いを促すことを目的とした「マタニティマーク」の普及啓発をはじめ、妊産婦に対する周囲の気遣いを促すことを目的とした事業の継続に努めます。



目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
交通安全運動参加者数 交通安全運動に参加した市民の数	15,526 人 (平成 29 年度)	16,000 人 (令和 5 年度)
児童遊園の箇所数 市内の児童遊園の設置箇所数	37 箇所 (平成 29 年度)	37 箇所 (令和 5 年度)



資料編

1 青森市子どもの権利条例

平成24年12月25日制定
平成24年青森市条例第73号

青森市は豊かな青い森に抱かれたまちです。森では、木々、草花、鳥や虫など数え切れない生きとし生けるものが生まれ、育まれています。これらが互いに深く結びつき、共に支え合う森は、新たないのちのゆりかごであり続けます。

私たちは、この青森市が、生きる力みなぎる子どもが育つ大きなゆりかごであって欲しいと願っています。

そこでは、子どもと大人が育ち合い、学び合う関係が大切にされなければなりません。そのことによって、子どもは、他者を尊重しながら共に支え合い、青森市の文化や伝統を受け継ぎ、未来を切り開いていくことができるのです。

日本は、世界の国々と児童の権利に関する条約を結び、子どもだからこそ認められるべき権利を保障し、自分らしく生きることを大切にすると約束しています。

市は、この条約に基づき「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも良いことは何かを第一に考える」という「子どもの最善の利益」（同条約第3条）を基本理念として、子どもが健やかに育つための環境づくりを進めてきました。

市が設置した青森市子ども委員会の子どもたちは、子どもの権利について学ぶ中で、「人はそれぞれ個性をもち、誰もが大切な存在として同じところ、違うところを認め合うことが大事である」、「大人は、子どもの意見に最後まで耳を傾けてほしい」、「ちょっとしたことでも、『あなたには、こういう良いところがある。』と言ってほしい」と宣言しています（平成23年3月子ども宣言文）。

私たちは、子どもが他者と共に生き支え合う市民として成長する青い森のまちづくりをめざし、子どもの権利を保障することを表明し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例で、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるとおりとします。

- （1） 子ども 18歳未満の人その他これと等しく権利を認めることが適当であると規則に定める人をいいます。

- (2) 大人 過去に子どもであった全ての人をいいます。
- (3) 保護者 親や親に代わり子どもを養育する人をいいます。
- (4) 育ち学ぶ施設 保育所、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設をいいます。

(基本的な考え方)

第3条 子どもの権利の保障は、次の基本的な考え方に従って進められなければなりません。

- (1) 子どもの最善の利益を優先して考えること。
- (2) 子ども一人一人が権利の主体として尊重されること。
- (3) 子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること。

(大人の責務)

第4条 保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 3 地域住民は、地域が子どもの成長と発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 4 第1項の保護者、第2項の育ち学ぶ施設の関係者、第3項の地域住民のほか、大人は子どもの権利を尊重しなければなりません。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重)

第5条 子どもには、成長し、発達していくために、この章に定める大切な権利が保障されなければなりません。

- 2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第6条 子どもには、安心して生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- (2) 愛情をもって育まれること。
- (3) 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
- (4) いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること。
- (5) 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- (6) 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること。

(自分らしく生きる権利)

第7条 子どもには、自分らしく生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- (1) 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。

- (2) 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- (3) プライバシーや自らの名誉が守られること。
- (4) 自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- (5) 自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- (6) 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- (7) 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

(豊かで健やかに育つ権利)

第8条 子どもには、豊かで健やかに育つために、次のことが保障されなければなりません。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 芸術やスポーツに触れ親しむこと。
- (4) 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと。
- (5) まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること。

(意見を表明し参加する権利)

第9条 子どもには、他人の意見を尊重しつつ、自分の意見を表明し、社会に参加するために、次のことが保障されなければなりません。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- (2) 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
- (3) 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- (4) 仲間をつくり、集まり、活動すること。

第3章 子どもにとって大切な権利の保障に関する市の責務と取組

(子どもの権利の普及啓発と学習支援)

第10条 市は、子どもの権利の普及を図るため、子どもと大人が共にこの条例と子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供するものとします。

2 市は、毎年11月20日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うものとします。

(子どもの育ちへの支援)

第11条 市は、子どもの豊かな育ちを支援するため、次のことに取り組むよう努めなければなりません。

- (1) 子どもに健全で多様な生活体験や交流の場と機会を提供すること。
- (2) 子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、子どもが相談できる場と意見表明し社会に参加する機会を提供すること。

(保護者への支援)

- 第12条 市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。
- 2 市は、特別に支援が必要な保護者に対しては、それに応じた支援に努めなければなりません。

(子どもの命と安全を守る取組)

- 第13条 市は、いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力の防止と早期発見に努めるとともに、それら子どもの権利の侵害からの救済に必要な取組を実施するものとします。
- 2 市は、子どもが薬物、犯罪などの被害を受けないように、必要な取組を実施するものとします。

(子ども会議)

- 第14条 市は、市政などについて、子どもが意見を表明し参加する場として、青森市子ども会議(以下「子ども会議」といいます。)を置きます。
- 2 市は、子どもに関わることを検討するときは、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

(子どもの権利の保障の行動計画と検証)

- 第15条 市は、この条例の目的を達成するため、子どもの権利の保障に関する行動計画(以下「行動計画」といいます。)を定めるものとします。
- 2 行動計画の検証は、青森市健康福祉審議会条例(平成18年青森市条例第43号)に定める児童福祉専門分科会で行うものとします。
- 3 行動計画の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

第4章 子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復**(相談と救済)**

- 第16条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関などと相互に協力と連携を図るとともに、子どもの権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

(子どもの権利擁護委員)

- 第17条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談や救済の申立てを受け、その救済と権利の回復のために必要な調査、助言、支援などを行い、これらの調査などの結果を踏まえた是正措置や制度改善の勧告や要請を行うなどのため、青森市子どもの権利擁護委員(以下「委員」といいます。)を置きます。

(委員の職務)

- 第18条 委員の職務は、次に掲げるとおりとします。
- (1) 子どもやその関係者から相談を受け、助言、支援、関係者間の調整を行うこと。
- (2) 子どもやその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。

- (3) 子どもやその関係者から救済の申立てがなくても、その救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
 - (4) 第2号、第3号の規定による調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、関係する市の機関に対する勧告や市の機関以外のものに対する要請を行うこと。
 - (5) 第4号の規定により勧告や要請を行った後に、必要があると認めるときは、その是正措置などの状況に関しこれらの勧告などを受けたものに報告を求め、その内容を救済の申立てを行った人などに伝えること。
- 2 委員は、第1項第2号、第3号の事実の調査を次の方法により行うことができます。
 - (1) 関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録の閲覧や提出を要求し、実地に調査すること。
 - (2) 必要な限度において市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めること。

(委員の人数、任期など)

第19条 委員は、3人以内とします。

- 2 委員は、人格が優れ、子どもの権利に関し専門的知識と経験を持つ人のうちから、市長が委嘱します。
- 3 委員の任期は3年とし、再任を妨げません。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはなりません。委員の職を離れた後も同様とします。
- 5 委員は、第4項に定めるもののほか、その職務を遂行するに当たって、次のことを守らなければなりません。
 - (1) 子どもやその関係者の人権について、十分に配慮すること。
 - (2) 相談や救済の申立てなどの内容に応じ、関係機関などと協力して、その職務を行うこと。
- 6 市長は、委員が第4項前段の規定に違反したことが判明したときやその職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとします。

(勧告の尊重と委員への協力)

第20条 第18条第1項第4号の規定により勧告を受けた市の機関は、その勧告の内容を十分に尊重しなければなりません。

- 2 第1項に定めるもののほか、市の機関は、委員の職務に積極的に支援や協力をしなければなりません。
- 3 市の機関以外のものは、委員の職務に協力をするよう努めなければなりません。

(調査相談専門員)

第21条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談を受け、委員と連携し、必要な調査、助言、支援を行うため、調査相談専門員を置きます。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第4章の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

2 青森市子ども総合プラン策定に当たってのアンケート調査結果（抜粋）

【調査目的】

新たな子ども総合計画（H28年度～H32年度）の策定にあたり、急速な少子高齢化の進行、家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応した次世代育成支援対策を総合的かつ継続的に推進するために、市民ニーズを把握・分析し、新計画に反映させる。

【調査期間】

平成27年7月21日（火）～平成27年8月20日（木）

【調査方法】

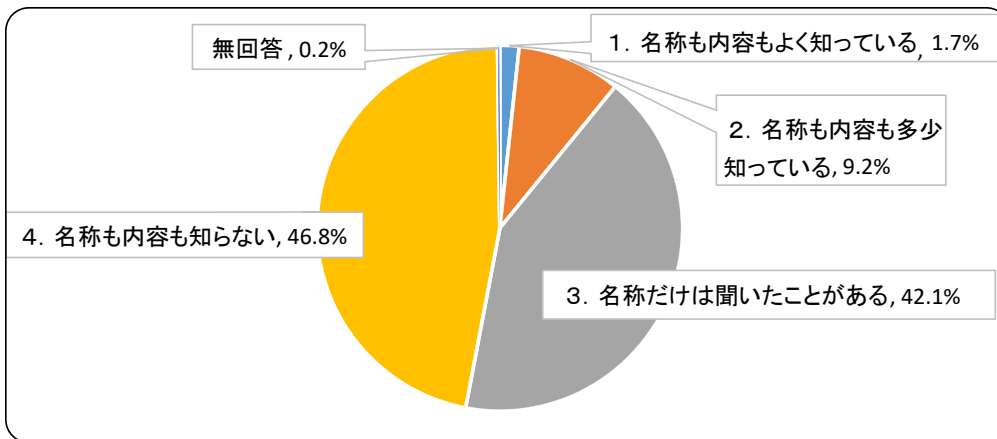
調査対象に応じたアンケート調査票を送付し、同封した返信用封筒による郵送での回答（無記名）。

【調査票及び対象者数】

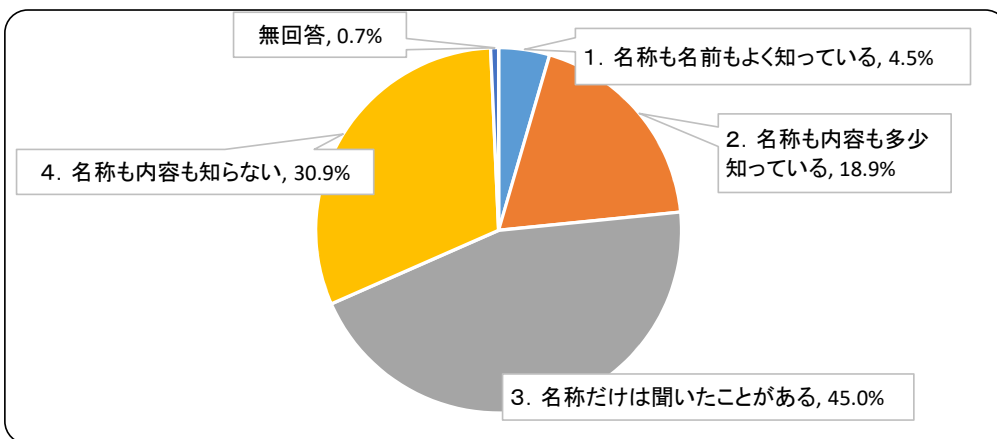
調査票の種別		対象者数	回答者数	回収率
①	乳幼児の保護者用	937	466	49.7%
②	小学校1～6年生の保護者用	1,063	424	39.9%
③	小学校4～6年生用	613	244	39.8%
④	中学校1～高校3年生用	1,387	407	29.3%
⑤	地域・子ども関連団体用	786	351	44.7%
⑥	認定こども園・幼稚園・保育所（園）・学校関係者用	219	125	57.1%
計		5,005	2,017	40.3%

【問】 あなたは、青森市に子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的とした「青森市子どもの権利条例」があることを知っていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

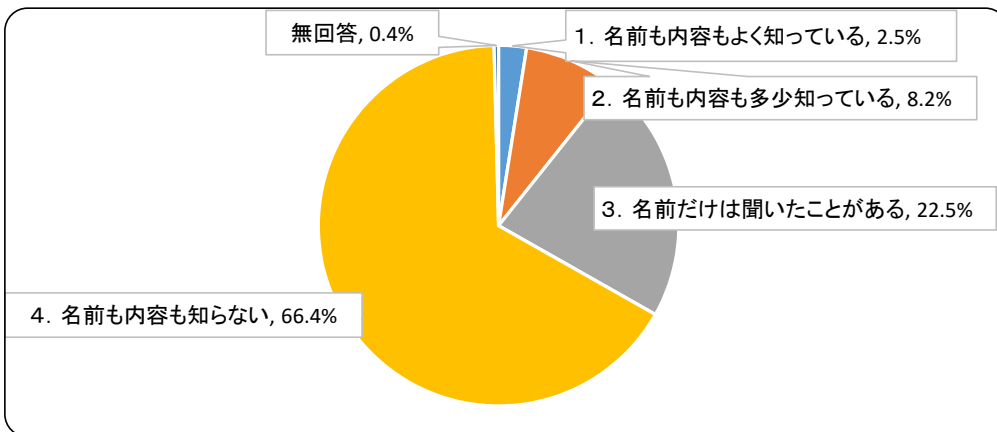
【乳幼児の保護者】



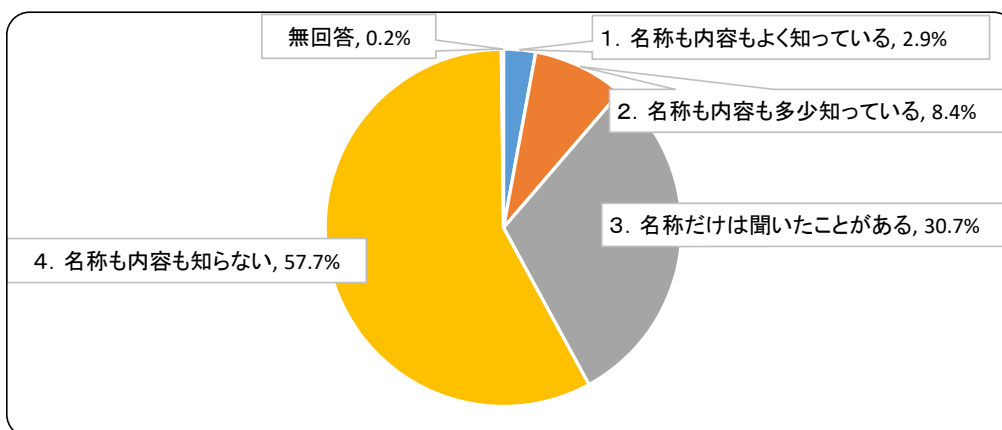
【小学校 1～6 年生の保護者】



【小学校 4～6 年生】

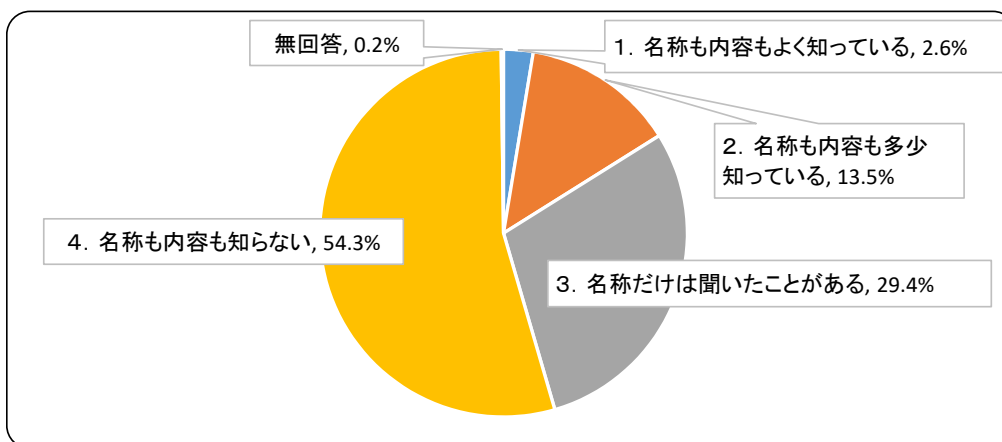


【中学校 1～高校 3 年生】

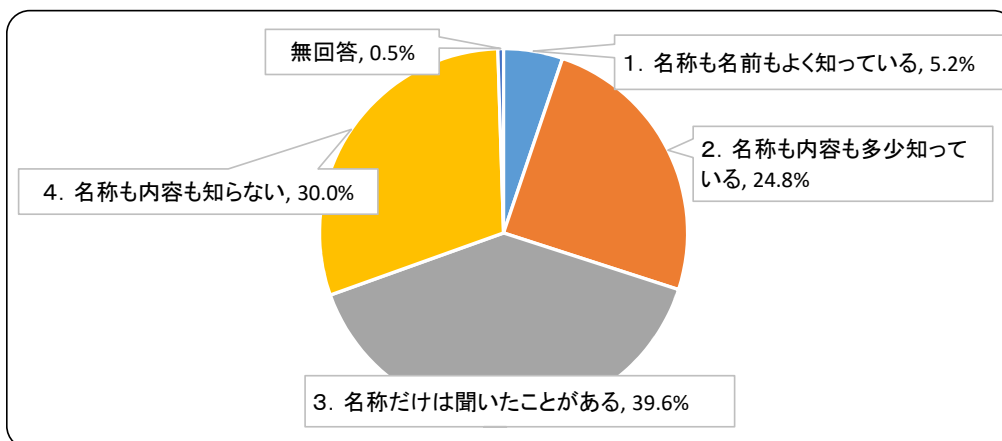


【問】 あなたは、いじめ、虐待、体罰等の子どもの権利侵害に関して、その救済と権利の回復を図るための相談・救済機関（※青森市子どもの権利相談センター）があることを知っていますか。あてはまるもの 1 つに○をつけてください。

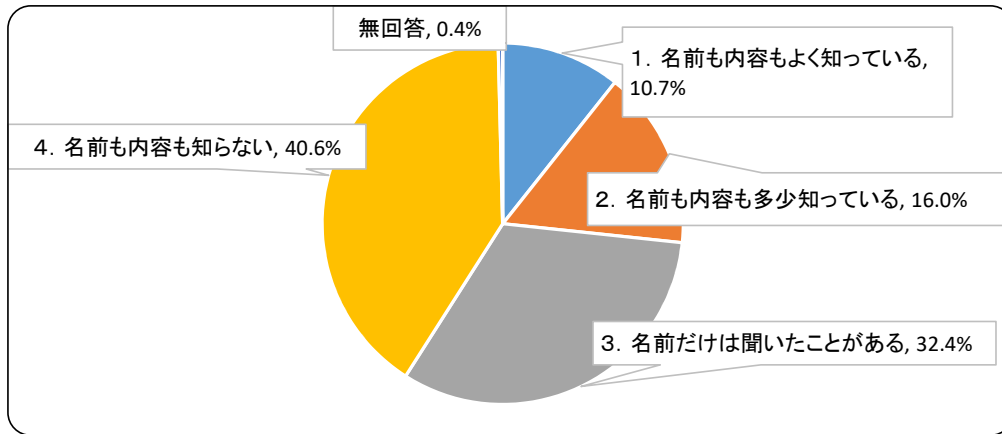
【乳幼児の保護者】



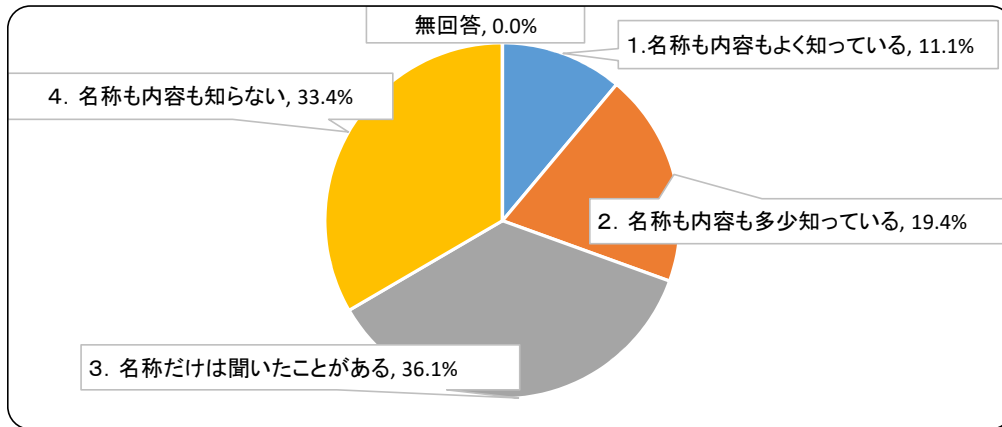
【小学校 1～6 年生の保護者】



【小学校 4～6 年生】



【中学校 1～高校 3 年生】



3 策定経過

年月日	事項
平成 26 年 11 月 11 日	平成 26 年度第 8 回定例庁議にて(仮称)青森市子ども総合計画策定決定
平成 26 年 12 月 12 日	民生環境常任委員協議会へ(仮称)青森市子ども総合計画の策定について報告
平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 27 年 4 月 24 日	青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会臨時委員の公募実施
平成 27 年 5 月 19 日	平成 27 年度第 1 回青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会開催
平成 27 年 7 月 6 日	平成 27 年度第 3 回青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会開催
平成 27 年 7 月 21 日～ 平成 27 年 8 月 20 日	アンケート調査実施
平成 27 年 11 月 9 日	平成 27 年度第 4 回青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会開催
平成 27 年 12 月 12 日	平成 27 年度第 5 回青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会開催
平成 27 年 12 月 22 日	平成 27 年度第 9 回定例庁議にて(仮称)青森市子ども総合計画(素案)決定
平成 27 年 12 月 22 日	民生環境常任委員会へ(仮称)青森市子ども総合計画(素案)報告
平成 28 年 1 月 4 日～ 平成 28 年 2 月 3 日	わたしの意見提案制度(パブリックコメント)実施
平成 28 年 1 月 28 日	浪岡自治区地域協議会へ計画素案について意見聴取
平成 28 年 1 月 30 日	平成 27 年度第 7 回青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会・ 青森市子ども会議 合同会議開催
平成 28 年 2 月 21 日	平成 27 年度第 8 回青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会開催
平成 28 年 3 月 24 日	平成 27 年度第 12 回定例庁議にて青森市子ども総合プラン決定
平成 28 年 4 月 21 日	民生環境常任委員協議会へ青森市子ども総合プランの策定について報告
以下は一部改定の策定経過	
令和 2 年 2 月 13 日	民生環境常任委員協議会へ青森市子ども総合プランの一部改定について報告
令和 2 年 7 月 29 日	令和 2 年度第 1 回青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会開催
令和 2 年 10 月 2 日	令和 2 年度第 2 回青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会開催
令和 3 年 2 月 9 日	令和 2 年度第 13 回定例庁議にて青森市子ども総合プランの一部改定決定
令和 3 年 2 月 10 日	民生環境常任委員協議会へ青森市子ども総合プランの一部改定について報告

4 青森市健康福祉審議会 児童福祉専門分科会 委員名簿

(五十音順)

区分	氏名	所属団体・役職名	備考
委員	大村 育子	青森市私立幼稚園協会 副会長	
委員	長内 幸雄	公募	委嘱期間 H27.7.27まで
委員	木村 聖一	青森市立筒井中学校 校長	委嘱期間 H27.10.19まで
委員	坂本 浩司	青森市PTA連合会 事務局長	委嘱期間 H27.6.18から
委員	佐藤 秀樹	青森市保育連合会 会長 青森市教育委員会 委員長	児童福祉専門分科会 会長職務代理者
委員	清水 和秀	青森県弁護士会 小野・清水共同法律事務所 弁護士	委嘱期間 H27.10.20から
委員	鳴海 明敏	児童心理治療施設 青森おおぞら学園 施設長	
委員	新井 山毅	青森市立横内中学校 校長	委嘱期間 H27.10.20から
委員	道川 晋司	青森市PTA連合会 顧問	委嘱期間 H27.6.17まで
委員	宮崎 秀一	弘前大学教育学部 教授	児童福祉専門分科会 会長
委員	森 理恵	青森県弁護士会 森法律事務所 弁護士	委嘱期間 H27.10.19まで
臨時委員	天内 純一	公募	委嘱期間 H27.6.28まで
臨時委員	一戸 倫子	青森市子ども・子育て会議 公募委員	委嘱期間 H27.8.25から
臨時委員	稲見 公介	青森県建築士協会 青年委員会 委員長	
臨時委員	佐藤 央子	青森労働局 雇用均等室長	
臨時委員	成田 昌士	青森市社会福祉協議会 総務管理課長	
臨時委員	橋爪 直美	青森県助産師会 会員	

注：委嘱期間が終了したかたの所属団体・役職名は、委嘱期間における最終分科会開催時点

一部改定（令和2年度）

（五十音順）

区分	氏名	所属団体・役職名	備考
委員	角 田 毅	青森市立東中学校 校長	
委員	工 藤 勝 顯	青森市PTA連合会 副会長	委嘱期間 R2.7.31 から
委員	工 藤 志 穂	青森市私立幼稚園協会 理事	
委員	今 一 志	青森市保育連合会 会長	児童福祉専門分科会 会長職務代理者
委員	清 水 和 秀	青森県弁護士会 小野・清水共同法律事務所 弁護士	
委員	高 瀬 幸 逸	青森市PTA連合会 副会長	委嘱期間 R2.6.26 まで
委員	町 田 徳 子	青森県発達障害者支援センター「ステップ」 所長	
委員	松 浦 淳	青森中央短期大学 准教授	児童福祉専門分科会 会 長

5 青森市健康福祉審議会条例

平成十八年六月二十八日

条例第四十三号

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第七条第一項の規定に基づく青森市健康福祉審議会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 法第七条第一項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、広く健康福祉に関する事項を調査審議する青森市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第三条 審議会は、法第十二条第一項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。

2 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園（同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）に関する事項を調査審議するものとする。

(組織)

第四条 審議会は、委員五十人以内をもって組織する。

(任期等)

第五条 審議会の委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了するときまでとする。

(委員長の職務の代理)

第六条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第七条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前二項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第八条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 3 専門分科会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(準用規定)

第九条 前条第二項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

- 2 前項において準用する前条第二項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

(青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 2 青森市特別職の職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(青森市費用弁償条例の一部改正)

- 3 青森市費用弁償条例（平成十七年青森市条例第五十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。ただし、第九条を第十条とし、第五条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、第四条を第五条とし、同条の前に一条を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の青森市健康福祉審議会条例第三条第二項の規定による調査審議（幼保連携型認定こども園の設置等の認可に係るものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

6 青森市健康福祉審議会規則

平成十八年九月十九日

規則第八十号

(趣旨)

第一条 この規則は、青森市健康福祉審議会条例（平成十八年青森市条例第四十三号。以下「条例」という。）第十条の規定に基づき、青森市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第二条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に掲げる事項を調査審議させるものとする。

- 一 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- 二 障がい者福祉専門分科会 障害者の健康福祉に関する事項
- 三 児童福祉専門分科会 児童及び母子の健康福祉に関する事項
- 四 高齢者福祉専門分科会 高齢者の健康福祉に関する事項
- 五 地域保健専門分科会 地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

2 前項に規定する事項以外の事項を調査審議するため、必要があるときは、その他の専門分科会を置くことができる。

(専門分科会の会議等)

第三条 専門分科会の会議については、条例第七条（民生委員審査専門分科会にあっては、同条第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

2 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、重要な事項についてはこの限りでない。

(部会)

第四条 障がい者福祉専門分科会に、審査部会を置き、次の各号に掲げる事項を調査審議させるものとする。

- 一 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
- 二 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定及び指定の取消しに関する事項
- 三 指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定及び指定の取消し又は効力の停止に関する事項

- 2 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に、前項に規定する部会のほか、必要があるときは、その他の部会を置くことができる。
- 3 部会（審査部会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

（部会の会議等）

第五条 部会の会議については、条例第七条の規定を準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

- 2 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。
- 3 前条第二項に規定する部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、重要な事項についてはこの限りでない。

（庶務）

第六条 審議会、専門分科会及び部会の庶務は、福祉部において処理する。ただし、地域保健専門分科会の庶務は、保健部において処理する。

（委任）

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

（施行期日）

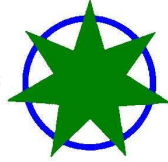
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

7 青森市民憲章



青森市民憲章

わたくしたちは、青い空、青い海、青い森にいだかれ、悠久の歴史と香り高い文化と伝統に満ちた青森市の市民です。

わたくしたちは、郷土あおもりを心から愛し、夢と希望にあふれたしあわせなまちとするためこの憲章を定めます。

- 1 自然をたいせつにし
美しいまちにしましょう
- 1 元気に働き
活気のある豊かなまちにしましょう
- 1 たがいに助け合い
あたたかいまちにしましょう
- 1 笑顔でふれあい
明るく平和なまちにしましょう
- 1 楽しく学び
いきがいを感じるまちにしましょう

平成 17 年 4 月 27 日制定

青森市子ども総合プラン

～子どもの権利が保障され、子どもが健やかに育つまち～

発行年月／平成28年3月（計画策定）、令和3年2月（一部改定）

発行／青森市

〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号

TEL 017-734-5320（直通）

URL <http://www.city.aomori.aomori.jp/>

編集／青森市福祉部子育て支援課